

最幸のまち かわさき

第4期中原区地域福祉計画

平成26年度～平成28年度



2014(平成26)年3月
川崎市中原区

はじめに



私が描く川崎の将来ビジョンですが、川崎を日本一幸せのあふれるまち、最も幸福という意味の「最幸」のまちにするということでもあります。

「最幸」のまちの、ひとつのシンボルは「子どもたちの笑顔」ではないでしょうか。子どもたちの笑顔が、学校に、街角に、家庭にあふれる、そうしたまち。

子どもたちの笑顔のあふれるまちは、お父さんやお母さん、お年寄りたちも幸せを感じられるまちでもあると思います。

また、日本で最も幸福なまちになるためには、シニア世代が輝いていること、お年寄りが健康で安心して暮らせることが大切です。すなわち、シニア世代とお年寄りの笑顔があふれるまちをつくることです。

元気で、経験と知識が豊富なシニア世代は、地域社会の宝物だと思います。その知識や経験を活かして、ボランティア活動などに参加していただき、輝いていただきたいと思います。

この「第4期地域福祉計画」は、これまでの基本理念「『活力とうるおいのある地域づくり』をめざして」を踏襲しつつ、より地域に目を向け、各区それぞれの課題に対応する区ごとの計画と、全市的な課題を解決し、区計画を支援する市全体の計画とで構成し、策定をいたしました。

本計画の策定にあたりましては、市民の皆様や関係団体の方々に御参加いただき、貴重な御意見、御提言をいただきました。心から感謝申し上げますとともに、今後とも本計画の推進に対しまして、御理解と御協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

平成26年3月

川崎市長 福田 紀彦

目次

序章 川崎市地域福祉計画について	1
1 地域福祉計画の基本的な考え方	3
(1) 「地域福祉」について	3
(2) 地域福祉の対象者と担い手	4
(3) 地域福祉計画の必要性	5
(4) 計画策定の背景と趣旨	6
2 計画の位置付け	8
(1) 地域福祉計画と個別計画との関係	8
(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係	9
(3) 計画の期間	9
3 基本理念	10
4 基本的な視点	11
(1) 第3期計画の継承及び地域支援計画	11
(2) 地域の実情に合った取組の推進	11
(3) 社会経済環境の変化に対応した取組の推進	11
(4) 区計画及び地域福祉の推進支援について	12
(5) 「川崎らしい都市型の地域包括ケアシステム」との連携について	13
5 第4期計画（平成26～28年度）の重点的な取組	14
6 計画の推進と評価	17
(1) 計画の進行管理・評価の体制	17
(2) 計画の進行管理と評価	17
(3) 市民意見の反映と計画の推進	17
第1章 中原区地域福祉計画の策定にあたって	19
1 中原区の地域の特色	21
(1) 区の概況	21
(2) 区の現状	22
(3) 中原区地域福祉マップ	29
2 区民からみた中原区地域福祉	31
(1) 地域福祉実態調査からの現状	31

3	第3期計画の振り返り	34
4	ワークショップ等からの区民の声	35
第2章 第4期中原区地域福祉計画の取組		37
1	中原区がめざす地域福祉	39
(1)	中原区が考える地域福祉とは	39
(2)	基本理念	40
(3)	基本目標	41
(4)	主要な取組	42
2	事業体系一覧表	44
3	具体的な取組	46
4	地域福祉計画の推進について	58
(1)	地域福祉計画の進捗体制	58
(2)	地域福祉計画の進捗管理	59
5	第4期中原区地域福祉計画の概要	61
資料編		63
(1)	第4期中原区地域福祉計画策定の経過	65
(2)	中原区地域福祉計画推進検討会議設置要綱	67
(3)	中原区地域福祉計画推進検討会議委員名簿	69

川崎市地域福祉計画について

序 章

1 地域福祉計画の基本的な考え方

(1) 「地域福祉」について

社会福祉の問題は特別な問題ではありません。私たちが日常生活を送る上で誰もが抱える問題です。私たちは、生まれてから死を迎えるまでの生涯を通じて多かれ少なかれ、必要に応じて他人の支援を得て問題を解決しながら生きています。

その支援は、法律などによって制度化された公的なサービス、あるいは家族、友人、近隣住民などによる支援など様々ですが、私たちは問題を自分以外の人から援助や支援を得て解決しながら生活を継続しています。

地域福祉の概念は、社会福祉法第4条に「地域福祉の推進」として位置付けられています。地域福祉とは「住み慣れた地域社会の中で、家族、近隣の人々、知人、友人、地域などとの社会関係を保ち、自らの能力を最大限発揮し、誰もが自分らしく、誇りを持って、家族及び地域の一員として、日常生活を送ることができるような状態をつくっていくこと」と考えられます。

そのためには、まずは個人や家庭でできることは自分たちで取り組み【自助】、それでもなお解決できないことは、相互に助け合い【互助（互助）】、さらに公的なサービス提供や、行政でなければ解決できない問題は行政が行う【公助】が必要であると考えられます。特に、自分ひとりや家庭だけでは解決できない「困りごと」や行政サービス・民間のサービスでは対応できない問題を解決していくためには、住民、団体・組織、企業等が連携した地域づくりや支え合い【互助】が求められています。

- 自助 ————— 住民自身の力
地域に住む一人ひとりが取り組むこと
- 互助 ————— 地域住民同士の協力
地域が力を合わせて実現していくこと
- 公助 ————— 市及び公的機関による福祉サービス
行政の責任として推進していくこと

(参考) 社会福祉法より抜粋

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(2) 地域福祉の対象者と担い手

地域福祉の対象者は、年齢、性別、障害の有無、国籍などにかかわらず、地域で暮らす、すべての人々であると考えます。

地域福祉の担い手も、すべての人々及びその集合であると考えます。地域住民、町内会・自治会、行政、学校、社会福祉協議会、NPO等関係団体、ボランティア、民生委員児童委員、社会福祉施設等の職員、福祉関係事業者、保健医療事業者など、あらゆる人々が地域福祉の担い手です。

市民と行政との関係について、本市では「川崎市自治基本条例*」を制定し、市民と議会と市長等が行うそれぞれの自治運営の役割と責務等を定めています。

(参 考)「川崎市自治基本条例」の要旨

自治の基本理念－市民自治

自治の基本理念として、市民と市が、ともに確立を目指す「市民自治」について規定しています。

「市民自治」とは、市民自らが地域社会の課題を解決していくことを基本に、その総意によって設立した自治体（川崎市）に自らの代表（議員、市長）を送り、市政に参加し、市の仕事を監視することなどにより、市民の意思を自治体運営に反映させる「住民自治」と、国等との対等で相互協力の関係に基づいた自律的な運営によって保障される「団体自治」とによって確立されるものとしています。

3つの基本原則

1.情報共有の原則…市政に関する情報を共有すること

自治を営む上で、また、参加や協働の原則による自治の推進の上で市民と市とが互いに必要な情報を共有しようとする原則ですが、行政運営における情報共有とは、市が保有する情報は市民の財産であり、市がこの適切な発信と管理を市民からゆだねられているとの認識のもとで運用する必要があります。

2.参加の原則…市民の参加の下で市政が行われること

市民には市政の各過程に参加する権利を有しますので、市は、参加の原則を確かなものとするために制度保障を行うことが必要であり、市民は、市民の責務規定において参加に際して「自らの発言と行動に責任を持つ」とされていますので、これを踏まえて市政に主体的にかかわる必要があります。

3.協働の原則…暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう協働を行うこと

市民と市が協力し、互いの特性を発揮しながら課題解決にあたった方が、一方のみが課題解決に取り組むよりも、より大きな効果を期待できる場合に協働するとの原則です。

* 川崎市自治基本条例：川崎市における自治の考え方や基本原則を定めたもので、まちづくりの目標や進め方が掲げられています。平成17年4月に施行されました。

(3) 地域福祉計画の必要性

いま、地域にはこんな人がいます…

- ・ひとり暮らしで不安を感じている高齢者
- ・子育てで悩んでいる親
- ・虐待を受けている幼児や高齢者
- ・地域で生活したい障害のある人
- ・家に閉じこもっている人
- …

みんなの願い

住み慣れた地域で、誰もが安心して健康で暮らしたい。

いま、地域にはこんな人がいます…

- ・介護保険のサービスを受けられない人
- ・子どもを預かってほしい人
- ・引っ越してきたばかりで近所のことがわからない人
- ・災害時に不安を感じている人
- ・コミュニケーションがとれない外国人
- ・生活に困っている人
- …

だから今、地域福祉なのです

住民みんなが地域で安心して暮らせるように、地域内の住民、団体・組織、企業、行政等が連携した地域づくりや支え合い活動への取組が求められています。

いま、地域にはこんな人がいます…

- ・豊富な知識や経験を持った人
- ・ボランティア活動をしたい人
- ・近所のことをよく知っている人
- …

連携・協働

町内会・自治会

民生委員児童委員

隣同士の付き合いや近隣同士の助け合いの場面が少なくなり、地域社会の「まとまり」や「つながり」が弱まっています。
 みんなで知恵を出し合えば…みんなで力を出し合えば…
 さらに暮らしやすい地域ができるはずです。

ボランティア

地域の活動者
 地域組織
 福祉関係団体

地域福祉計画で…

地域づくりや支え合い活動を実践するための「仕組み」をつくりましょう。

福祉サービス
 提供事業者

公的な福祉サービスと地域の力を結び付けて、さらに暮らしやすい地域をつくるための計画です。

行政

社会福祉協議会

連携・協働

(4) 計画策定の背景と趣旨

① 社会の変化と福祉サービス

昨今の我が国は、少子高齢化の一層の進行や、景気・雇用の低迷、家族や地域におけるつながりの希薄化など、社会状況は大きく変化しています。さらに人々の福祉ニーズの多様化により、公的な福祉サービスだけでは十分対応できない状況となっています。

このような社会では、ひきこもりや虐待、高齢者に限らない孤立などの様々な問題が起こっています。

一方、予想もしなかった平成23年の東日本大震災などを体験し、地域住民による助け合いや、災害時における地域での要援護者の支援活動の重要性が再認識されています。

住み慣れた地域で安心して生活していくためには、公的な福祉サービスの充実とともに、地域での支え合いやつながりといった「地域の力」が求められているのです。

② 社会福祉の仕組みの変化

地域福祉を計画的に進めていくため、社会福祉法では、市町村は「市町村地域福祉計画」を策定する旨の規定が設けられ（第107条）、平成15年4月に施行されました。

さらに、地域における生活課題を解決するために、市民や福祉団体、行政などがそれぞれ役割分担の中で協働して取り組むという、市民の主体的参加や、「自分たちのまちは自分たちの手で住みやすいまちにしていこう」という自治意識の高まりも出てきています。

このように社会福祉は、一人ひとりの自立を基本とし、地域で支えていくものへと、その枠組みを大きく変えてきています。

(参考) 社会福祉法より抜粋

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

1. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
2. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
3. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

③ 市民の活動が活発化しています

平成10年3月には「特定非営利活動促進法^{*}」が制定され、市民活動団体も法人格を得られるようになるなど、その活動を支援する取組が行われました。これにより、まち

^{*} 特定非営利活動促進法（NPO法）：特定非営利活動（不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするもの）を行う団体に法人格を与えることにより、ボランティア活動を始めとする市民が行う自由な社会貢献活動としての活動を支援する法律です。

づくりや公的サービスに関する市民の主体的な取組が、今までのボランティア活動の枠を超えて、新たな公共、新たな公益を担う事業として認められるようになりました。

近年、福祉を始めとした様々な分野で、ボランティア活動やNPO*活動などの広がりが見られ、市民の活動がこれからの地域社会づくりに大きな役割を果たすことが、今後ますます期待されます。

④ 安心・安全に暮らせる地域づくりが必要とされています

平成23年3月に起きた東日本大震災は、各所に様々な被害・影響をもたらしました。地震や津波だけでなく、異常気象による風水害の発生などもあり、防災に対する意識は非常に高まり、改めて地域を見直すきっかけとなっています。また、子どもや高齢者が巻き込まれる犯罪や事故が多発する中、防犯対策も重要な課題となっています。

特に災害時における対応の手立てとしては、「自助」「共助」「公助」のうち、「自助・共助」の役割が大変重要であり、「公助」は「自助・共助」での対応が困難な場合の支援を担っています。

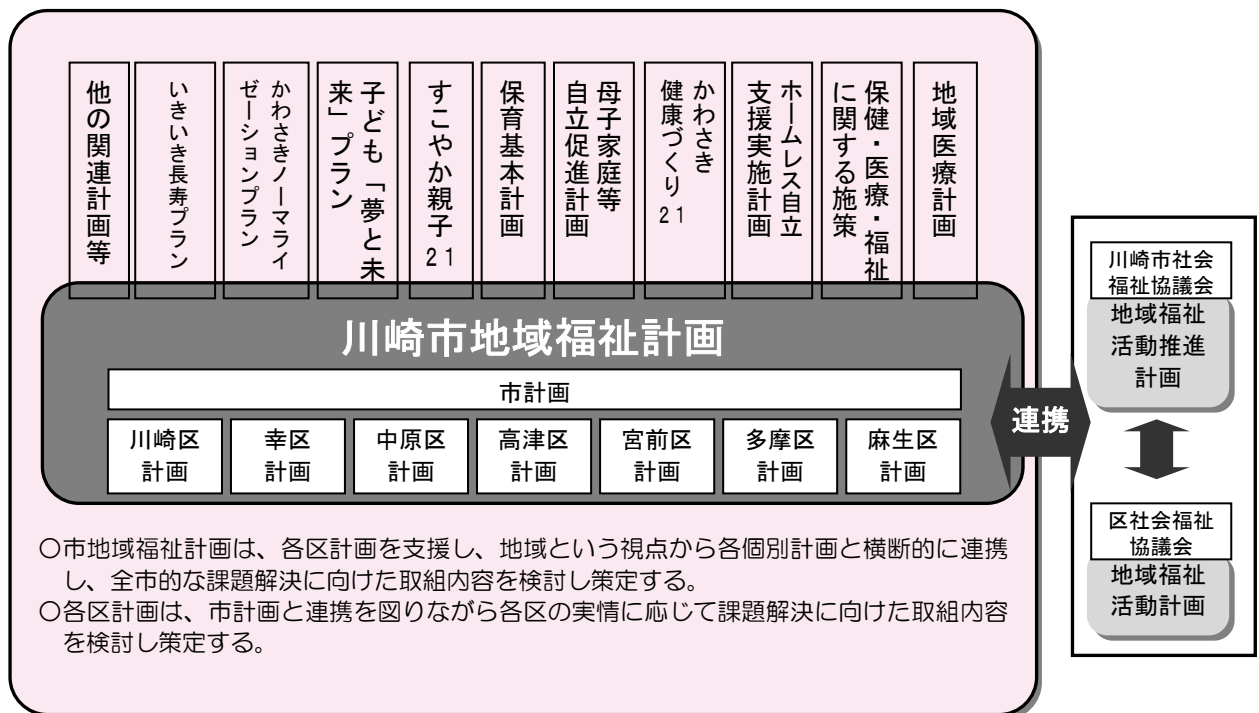
安心・安全に暮らせる地域づくりを進める上では、いざというときに助け合える関係を築いていくことが必要とされています。

* NPO：NPO（Nonprofit Organization）とは、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。したがって、収益を目的とする事業を行うこと自体は認められますが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てることとなります。上記特定非営利活動促進法によって法人格を得た団体をNPO法人と言います。

2 計画の位置付け

(1) 地域福祉計画と個別計画との関係

地域福祉計画は、保健・医療・福祉という生活関連分野で最も身近な生活に関連して
くる個別計画（高齢・障害・児童等）を、それぞれの計画が持つ特徴を地域という視点
で整理し、他の教育や雇用、まちづくりといった生活関連分野との連携により、更なる
地域社会の課題解決に向けた体制づくりを進める位置付けとしています。



(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

地域福祉を進めるための理念や仕組みをつくる計画が地域福祉計画であり、それを実行するための、市民の活動・行動のあり方を定める計画が地域福祉活動計画となります。

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が中心となって策定する計画です。

本市では、各区が地域福祉計画を策定し、同様に区社会福祉協議会も地域福祉活動計画を策定していることから、区地域福祉計画と区地域福祉活動計画は、地域課題を共有し双方が補強、補完し合いながら連携した事業を展開していきます。

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条により地域福祉の推進を図ることを目的とした団体と位置付けられ、事業の企画・実施、住民参加の援助、普及・宣伝等の役割が求められています。

(参考) 社会福祉法より抜粋

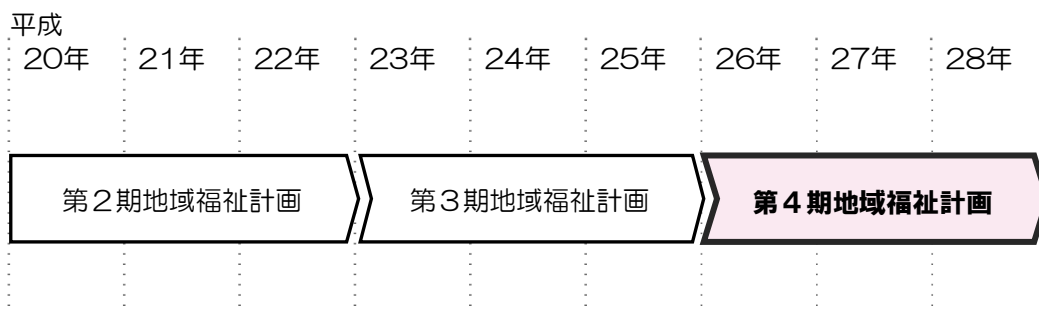
(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
2. 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
4. 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(3) 計画の期間

第4期川崎市地域福祉計画は平成26年度から28年度までの3か年計画です。社会情勢や地域社会の変化に応じて見直しを図っていきます。



3 基本理念

川崎市のめざす地域福祉

住み慣れた地域で、誰もが安心して健康で暮らしたいという私たち市民みんなの願いは、生活していく中で生じる様々な課題に対して、市民が主体となり、暮らしの基盤となる地域の中で、住民、団体、企業、行政等が連携した地域づくりや支え合いの取組を行うことにより実現していくものと考えます。

地域福祉計画では、公的なサービスと地域の多様な力を結び付けて、この地域づくりの取組を進めることをめざします。

「活力とうるおいのある地域づくり」をめざして

いつまでも、誰もがいきいきと自立した生活の実現、人と人との支え合いや助け合いの育み、効果的なサービス提供と、住民・団体・企業などの多様な主体と連携し、「自立と共生の地域づくり」を進めます。

① いつまでも、誰もがいきいきと自立した生活を送ることができる

誰もが、地域で暮らす中、様々な困りごとや生活の不安を抱えることがあります。住み慣れた地域の中で、住まい・生活支援・医療・介護・予防を一体的に提供し、“安全・安心な自立した生活が送れるような地域づくり”をめざします。

② 共に生き、共に手をつなぐことによって、心が通うことができる

地域で暮らす人々が、共に支え、支えられる地域福祉の“担い手”であり“受け手”であることを理解し、互いに認め合うことによって、人と人との支え合いや助け合いなどの“共助”をはぐくんでいけるような“うるおいのある地域づくり”をめざします。

③ 誰もが地域社会の一員として、社会的活動に参加することができる

地域で暮らす人々が、相互に理解し、主体的に地域福祉活動等へ参加していくことで、人と人とのつながりを持ち、助け合い、支え合うことができるような仕組みをつくり、すべての人が「生きがい」を持ち、心豊かな暮らしができるような“活力ある地域づくり”をめざします。

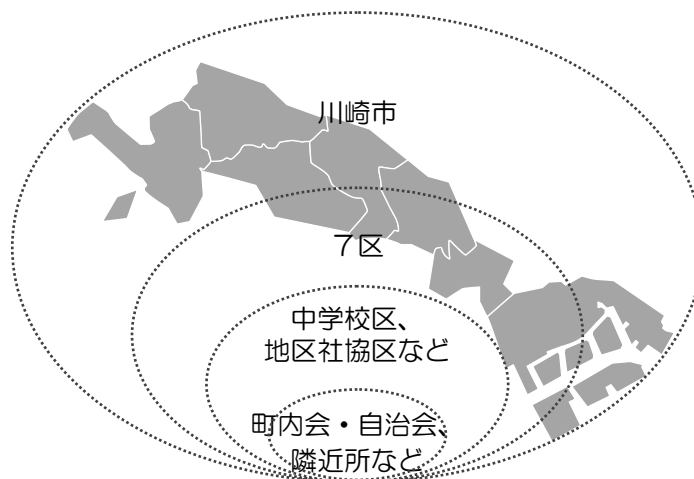
4 基本的な視点

(1) 第3期計画の継承及び地域支援計画

川崎市は政令指定都市として7つの区（川崎区、幸区、中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区）を擁し、各区はそれぞれに多様性と独自の文化があります。

生活の身近な課題や問題を発見し、住民を中心にした地域福祉活動を展開するには、区及び、さらに地域の実情に応じた小さな圏域（生活の拠点である地域の範囲）を単位とすることが望ましいとされています。こうした圏域は、各区において第3期計画までに培ってきた小地域など、地域性や状況等に応じて設定していくことになります。

一方、区をまたぐ課題及び全体の方針決定といった広域事項については、市域で取り組まなければなりません。



第4期を迎えた川崎市地域福祉計画においては、第3期の理念を踏襲しつつ、より地域に目を向け、区計画は各区特有の課題を解決する計画とし、市計画は全市的な課題を解決し、区計画を支援する計画と位置付け、地域福祉の取組を推進していきます。

(2) 地域の実情に合った取組の推進

本市7区の人口構成、産業構造、地域資源の状況は様々であり、「第3回川崎市地域福祉実態調査」からみえてきた、本市及び地域特有の課題もあることから、全市一律的な施策展開では、地域福祉の取組は進みません。

今後、地域福祉支援を進めるにあたっては、地域の実情に合った区計画を策定し、区の主体性・地域性を尊重します。また、市域・区域の福祉系組織が行う地域福祉推進のための取組を支援し、協働して地域福祉活動を支えていきます。

(3) 社会経済環境の変化に対応した取組の推進

今日の社会経済環境の変化は著しく、景気後退による経済・雇用情勢の悪化や、急速な高齢化が進行する中で、都市部を中心とした家族関係の希薄化など地域扶助機能の低下等により、生活保護受給世帯の増加、孤立死・孤独死といった今日的課題が起きています。

これらの課題解決のためにも、課題を抱えた方を発見し地域で支えていく体制の構築が求められています。第4期地域福祉計画では、このような地域を取り巻く環境の変化に対応した計画を策定する必要があります。

(4) 区計画及び地域福祉の推進支援について

区計画及び地域福祉の推進のための主な支援策は次のとおりです。

▶連携強化

地域福祉活動において、専門性が必要になるにつれ、幅広い地域活動や福祉事業を行う社会福祉協議会の存在が大きくなります。

本市には、市・区及び40地区に社会福祉協議会があります。市・区社会福祉協議会が各々、地域福祉活動計画を策定し、地域で実践されている住民同士、町内会・自治会、民生委員児童委員、NPO、福祉関係団体等と連携しながら、課題解決のための活動支援を行っています。

また、福祉の需要の多様化に対応する総合的な福祉サービスの構築のため、地域住民が主体となって活動する民間（ボランティア）団体の重要性が増しています。

今後は社会福祉協議会とかわさき市民活動センターとの更なる連携を図ります。

さらに、地域福祉の視点から、民間事業者等のネットワークやノウハウを活かすことを目的に民間事業者等との連携を図ります。

地域福祉の円滑な推進を図るため、市及び区は、各団体との連携強化を進めます。

▶人材育成

地域福祉活動を継続するには、活動の中心となるべき人材の育成が必要です。

地域福祉を推進、コーディネートできる人材養成をめざして、市内で様々な技術研修を開催します。

安定した活動継続のため、リーダーとなる人材は必要不可欠であり、市はその活動を支援する必要があります。

▶情報提供・情報交換

きめ細かい地域福祉活動のためには、住民、事業者、行政による情報共有が必要です。市及び区は、地域の住民の方々がより利用しやすいようなわかりやすい情報の提供に努めます。

また、地域福祉計画のほか、各計画の共通事項については、社会福祉協議会等を始めとした、各団体との情報交換及び連携を深めます。

なお、総合福祉センターに設置した、地域福祉情報バンク*において、福祉関連の身近な情報を配信しています（「かわさき福祉情報サイト ふくみみ」）。

* 地域福祉情報バンク：総合相談窓口において福祉全般の相談受付、社会福祉・保健及びその他関連分野の情報を収集し、福祉保健従事者、関係機関又はそれらに関心のある方に提供しています。

(5) 「川崎らしい都市型の地域包括ケアシステム」との連携について

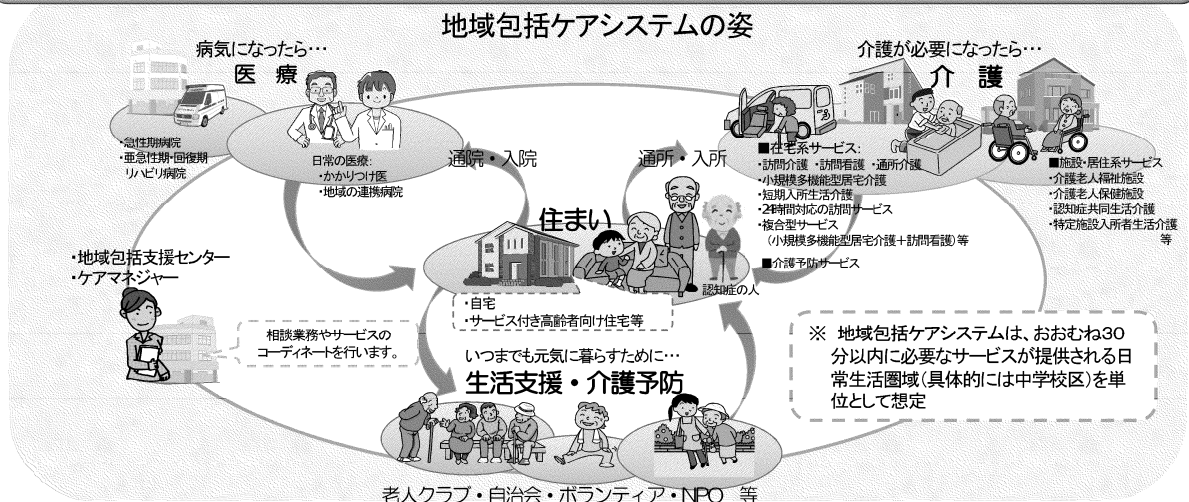
▶ 「川崎らしい都市型の地域包括ケアシステム」の構築・連携

少子高齢化の急速な進展、障害者の増加・高齢化、医療・介護給付費等の社会保障費が増加する中、団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据え、本市では、高齢者施策に特化することなく、医療・障害者・子育て施策等の関連施策を一体的に捉え、ウェルフェア・イノベーション等と連携しながら、「川崎らしい都市型の地域包括ケアシステム」の構築の実現に向けた取組を進めます。

今後、策定する本市独自の基本方針に沿った取組と本計画は密接に調整・連携を図っていきます。

地域包括ケアシステム (国のイメージ図)

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。
 - 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
 - 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく必要があります。



(厚生労働省HP引用)

5 第4期計画（平成26～28年度）の重点的な取組

第3回地域福祉実態調査及び第3期計画の振り返りをみると、高齢化の進展、住民意識の変化によるつながりが希薄化する中で、地域福祉活動の担い手が不足し、地域における支え合いの機能が低下しています。

一方で、生活困窮、孤立、虐待、ひきこもりなどの様々な社会問題や、地震や風水害などの災害への備えに対する不安が拡大しています。

第4期計画においては、高齢者・障害者などの各個別計画と横断的に連携し、2025年を見据えた「地域包括ケアシステム」の視点を踏まえて、多様な主体が連携した協働の地域づくりに向けて取組を進めていきます。

公的なサービスだけでは解決できない「地域でのつながり」を多様な活動主体と連携強化し、支援が必要な方への対策を充実すること、関係機関の行う相談支援の体制を強化していくこと、地域福祉活動への参加の促進を図ることなどを主眼として各種事業を推進していきます。

【重点1】 支援が必要な方への対策の充実

すべての人が、地域において社会的に孤立しないように、要支援者を発見する機能の充実や支援体制を整備し、支援が必要な方への対策を充実します。

- ・地域見守り体制の充実
- ・民生委員児童委員の活動支援
- ・災害時要援護者対策の充実

【重点2】 利用者に合わせて相談支援体制の充実

市民が身近なところで、保健・医療・福祉に関する相談が受けられるように、利用者の実情に合わせて相談支援体制づくりを進めます。

- ・身近な地域における相談支援体制の充実
- ・生活困窮者の相談支援体制整備の取組

【重点3】 地域福祉活動への住民参加の促進

地域における課題を地域で解決するため、地域福祉を推進する担い手を育成するとともに、各団体間の交流の機会を設けるなど、地域での支え合いやネットワークづくりを支援し、地域福祉活動への参加の仕組みづくりを行います。

- ・地域福祉活動への参加のきっかけづくりの推進
- ・地域福祉活動団体の活動支援
- ・地域での支え合いやネットワークづくりの支援
- ・地域における健康づくり・介護予防の推進

第4期計画の3点の重点的な取組は、それぞれ次の考え方などに基づいています。

「重点2 利用者に合わせて相談支援体制の充実」は、平成24年度の障害者自立支援法の改正及び平成27年度に施行予定である生活困窮者自立支援法の国のモデル事業などに基づき対応する取組です。

次に「重点3 地域福祉活動への住民参加の促進」は、地域福祉の担い手の育成や地域福祉活動への参加の仕組みづくりなど、様々な手法を用いて地域での支え合いやネットワークづくりを支援する取組です。

一方、「重点1 支援が必要な方への対策の充実」については、近年のひとり暮らし高齢者に限らない孤立死・孤独死問題への対応や、複雑化・多様化する地域福祉の諸問題について、地域福祉の重要な担い手である民生委員児童委員の「適正配置」や「活動しやすい環境づくり」のための支援、そして、平成23年3月に発生した東日本大震災を教訓とした災害時の要援護者への対応など、喫緊の地域課題として、いずれも速やかな取組が求められているものです。

地域見守りネットワーク事業等の充実

▶ 地域見守りネットワークの構築・充実に取り組みます。

孤立死等の恐れのある世帯を行政の適切な支援につなげ、孤立死等の発生を未然に防止することにより、地域住民の福祉の向上を図るために平成24年11月から開始した「地域見守りネットワーク事業」について、事業の充実に向けて協力民間事業者の拡充に努めます。また、小地域における自発的な住民同士の見守り活動の取組を支援し、きめ細かなネットワーク構築をめざします。

▶ 各区のネットワークとの連携に努めます。

各区への情報提供、情報共有により連携を強化し、きめ細やかなネットワークの構築をめざします。

民生委員児童委員の活動支援

▶ 民生委員児童委員の活動を周知します。

地域福祉の重要な担い手である、民生委員児童委員の取り組んでいる活動について、広く市民に周知していきます。

▶ 民生委員児童委員の活動を支援します。

複雑化・多様化する地域福祉の諸問題について、民生委員児童委員を対象とした研修会等を実施します。

また、総合的な見地から、当事者や、関係団体、学識等を含めて検討会議を設置し、推薦基準・制度の見直し等の課題の検討を行います。

併せて担当世帯数の漸次縮減のため、民生委員児童委員の適正配置を行い、活動しやすい環境づくりに努めます。

災害時要援護者対策の充実

- ▶ 「災害時要援護者避難支援制度」の充実に取り組みます。

災害時に自力で避難することが困難な災害時要援護者に名簿登録の申し込みをしてもらい、地域の支援組織に名簿を提供し、地域において共助による避難支援体制を構築します。制度が実効性のあるものになるよう、制度の広報・周知を図り、必要な人への登録勧奨などに努めるとともに、未登録者への対応など、更なる制度の充実に向けた検討を進めます。

- ▶ 二次避難所（福祉避難所）の運営体制の整備

通常の避難所においては生活を続けることが困難である人を対象とした二次避難所の円滑な運営体制づくりに向けて、運営マニュアルの整備や市内社会福祉施設等との連携強化などに取り組みます。

6 計画の推進と評価

計画期間内（平成26年度～平成28年度）において、推進する項目や取組の進捗状況を管理し、結果や成果を評価すること、市民の意見を反映することにより、計画の着実な推進を図ります。

（1）計画の進行管理・評価の体制

市計画及び区計画の進捗状況は、それぞれ「川崎市地域福祉計画推進検討会議」及び各区の「推進検討会議」に報告し、評価・意見をいただきながら、事業や取組の推進及び進捗状況の管理を行っていきます。

（2）計画の進行管理と評価

計画は、普遍のものではなく、それを効率的に実行し、結果・成果を評価して、改善・改良を加え、次の計画へとつなげていくことが必要です。

本市では、計画に位置付けられた事務事業の実施状況を把握する「事務事業総点検」と、事務事業の実施によって達成された施策目標の成果を把握する「施策評価」による「川崎再生ACTIONシステム」を構築・運用しています。このシステムは単に進行管理を行うだけでなく、その結果や点検・評価を通じて抽出された課題を検証し、改善策へとつなげることにより、市政運営における「PDCA（計画－実行－評価－改善）サイクル」の役割を担っています。

地域福祉計画においても、計画期間内に推進する事業や取組の結果や成果等を評価しながら、“成長を続ける計画”として進行管理をしていきます。

（3）市民意見の反映と計画の推進

評価の結果はわかりやすい形で公表し、市民の意見を事業や取組の見直しに反映させていきます。

さらに、「地域福祉実態調査」などを通し、市民ニーズの把握に努めるとともに、地域で暮らす住民等の意見を計画に反映しながら、計画の着実な推進を図ります。

**中原区地域福祉計画の
策定にあたって**

第1章

1 中原区の地域の特徴

(1) 区の概況

中原区は、本市のほぼ中央に位置しており、市内7区で最も人口の多い区です（平成25年10月1日現在）。

区域の大部分は多摩川に沿って平坦地が広がり、南西部の井田地区は豊かな緑の残る丘陵地が広がっています。また、北部の等々力緑地は市民ミュージアムや等々力アリーナ、川崎フロンターレのホームグラウンドとしても知られる等々力競技場が整備され、川崎市の文化、スポーツの拠点となっています。

かつては区の大部分が桃や梨を生産する農村地帯でしたが、大正15年に東京横浜電鉄（現在の東急東横線）が、また昭和10年に丸子橋が開通したこと等により、東京、横浜、川崎南部地域のベッドタウンとして都市化が進んできました。併せて、商業地の形成や都心に本社機能を持つ企業の生産部門の進出により、現在のまちの骨格が形成されました。また、近年は産業構造の転換を先取りした企業による研究・開発部門等の都市型産業が武蔵小杉駅・武蔵中原駅・向河原駅を中心に立地しています。

都市基盤については、早くから道路・鉄道ともに東西方向と南北方向の幹線が整備され、東京・横浜・川崎のいずれの方向にもアクセスがよいことから、これらの幹線が交差する小杉地区を中心に業務施設や商業施設の集積が進み、公共施設や医療施設も数多く立地しています。また、武蔵小杉駅周辺の製造系事業所の移転に伴い、広域的な都市拠点の形成に向けた新しいまちづくりが進められています。横須賀線武蔵小杉駅が開業し、さらに武蔵小杉駅周辺では再開発による新しいまちづくりが進んでおり、工場跡地等へ大規模な高層マンションが建築され、駅ビルの中に新しい図書館が整備されるなど、利便性の高い魅力ある町へと変貌しています。これらのまちづくりの進展により30歳代から40歳代を中心とした大幅な人口の流入と集中がみられています。

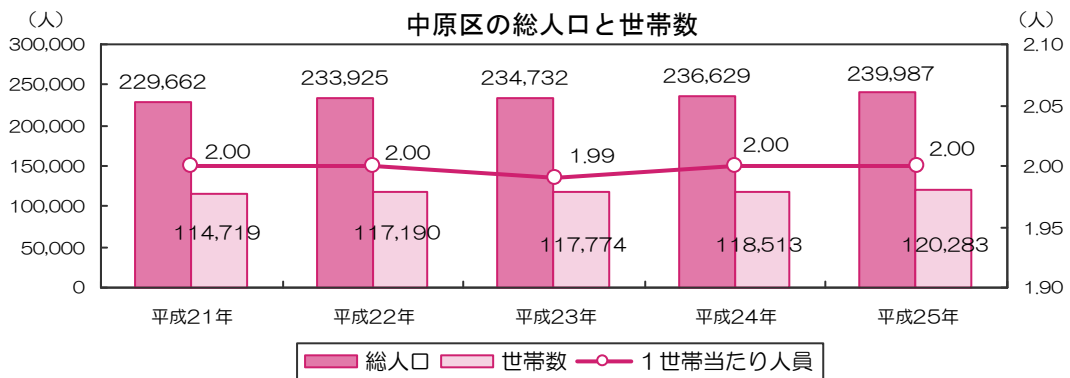


(2) 区の現状

① 総人口と世帯数

中原区の人口は平成21年以降も増加しており、平成25年10月1日現在で239,987人と、市内で最も人口の多い区となっています。

人口増加に対し、1世帯当たりの世帯人員は7区で最も少なく2.00人となっており、家族を構成する世帯人員は横ばいとなっています。

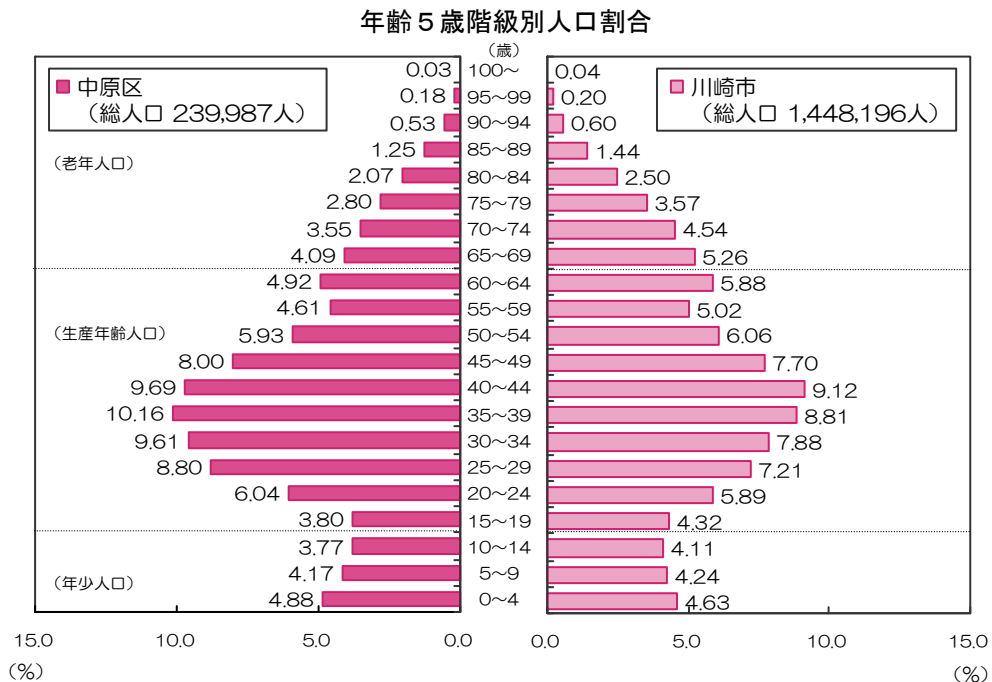


資料：川崎市統計情報「川崎市の世帯数・人口」(各年10月1日現在)

② 人口構成

● 年齢5歳階級別人口割合

年齢5歳階級別人口割合を市と比較すると、年少人口(0~14歳)では0~4歳までの割合が高く、生産年齢人口(15~64歳)では20歳代後半から40歳代後半の割合が高くなっています。

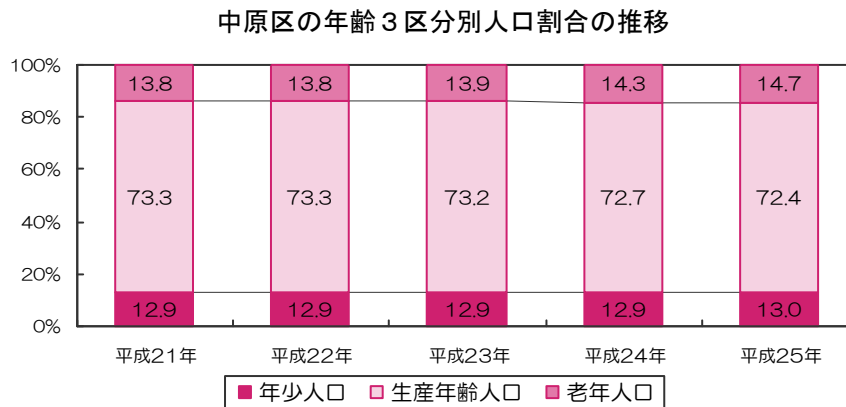
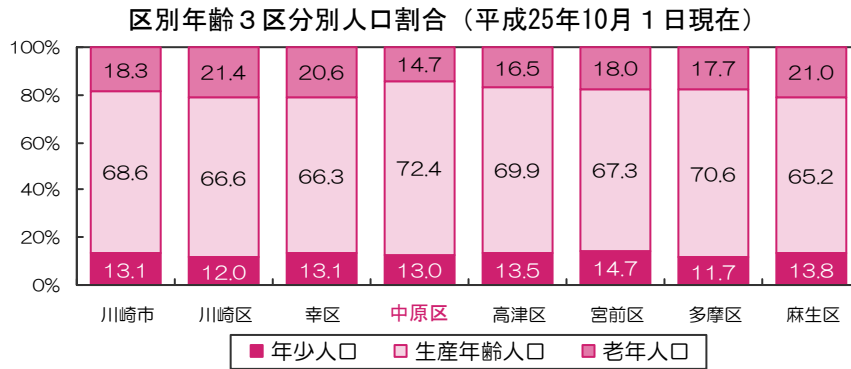


資料：川崎市統計情報「川崎市年齢別人口」(平成25年10月1日現在)

● 年齢3区分別人口割合の推移

年齢3区分別にみると、生産年齢人口の割合が7区で最も高く、また、老年人口（65歳以上）の割合は最も低くなっています。

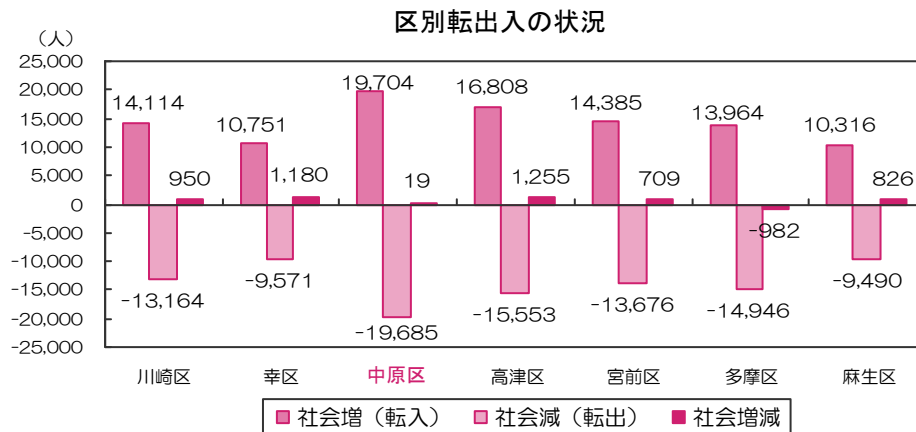
老年人口の割合は低いものの、区内の推移をみると年々増加傾向にあります。



資料：川崎市統計情報「川崎市年齢別人口」（各年10月1日現在）

③ 転出入の状況

平成24年の転出入の状況をみると、中原区は転出入ともに最も多く、わずかに転入が上回っています。

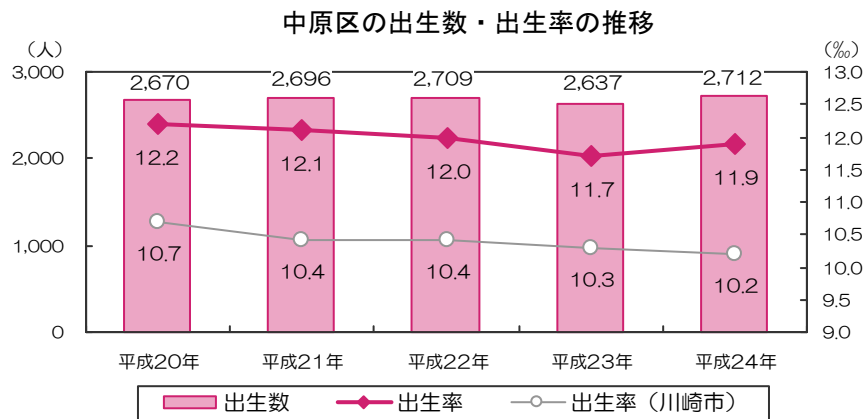
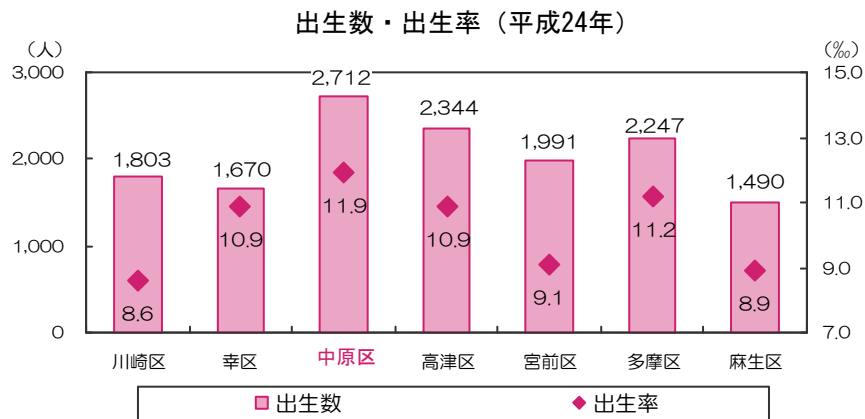


資料：川崎市統計情報「区別月別人口動態」（平成24年1月～12月の合計）

※社会増減…住民の社会増（転入）から社会減（転出）を差し引いた人数。

④ 出生数・出生率の推移

平成24年の出生数・出生率は、7区の中で最も高くなっています。区の出生数は平成22年から平成23年にかけて減少していますが、平成24年には増加に転じています。また、出生率も平成20年以降減少を続けていましたが、平成24年には増加に転じています。



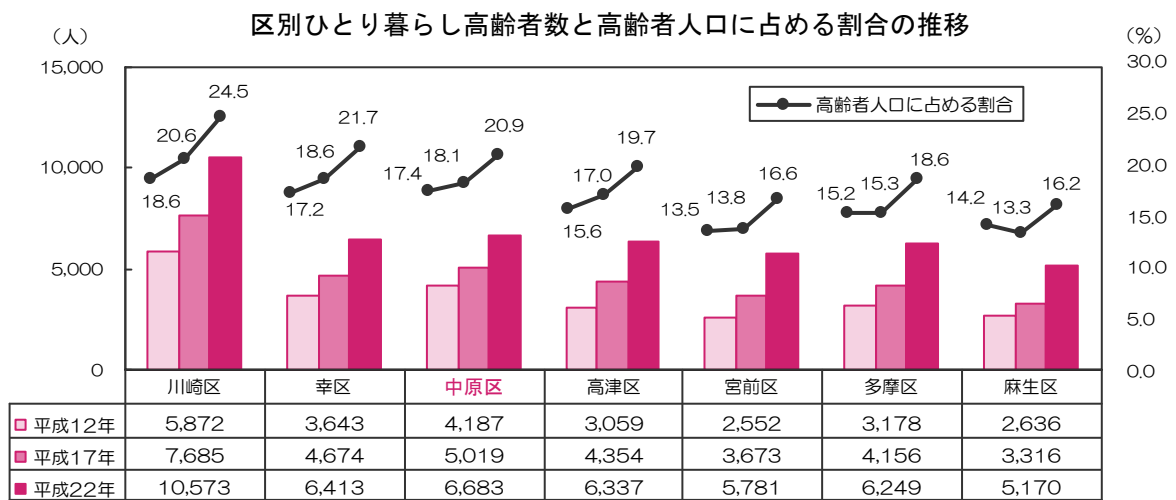
資料：川崎市健康福祉年報
 ※‰（パーミル）＝千分率

⑤ 高齢者の状況

● ひとり暮らし高齢者数と高齢者人口に占める割合の推移

中原区は、市内で2番目にひとり暮らし高齢者が多くなっています。平成22年の国勢調査では高齢者の20.9%がひとり暮らしとなっており、5人に1人はひとり暮らしとなります。

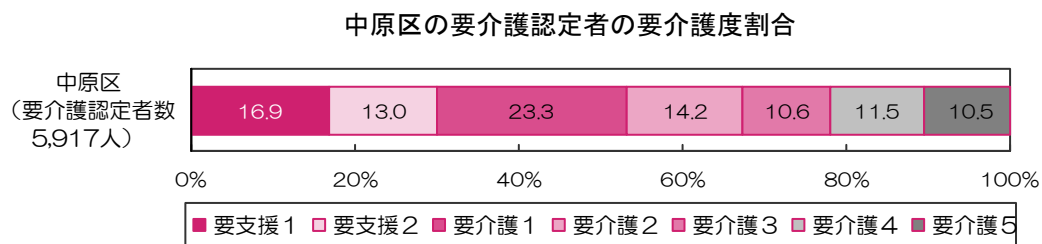
ひとり暮らし高齢者数の推移をみると、中原区は平成17年から1,664人増加し、高齢者人口に対する割合は2.8ポイント上昇しています。



資料：国勢調査

● 要介護認定者の要介護度割合

要介護認定者数は平成25年4月1日時点で5,917人となっており、年々増加しています。要介護認定者のうちの約3割が要支援[※]1と要支援2です。



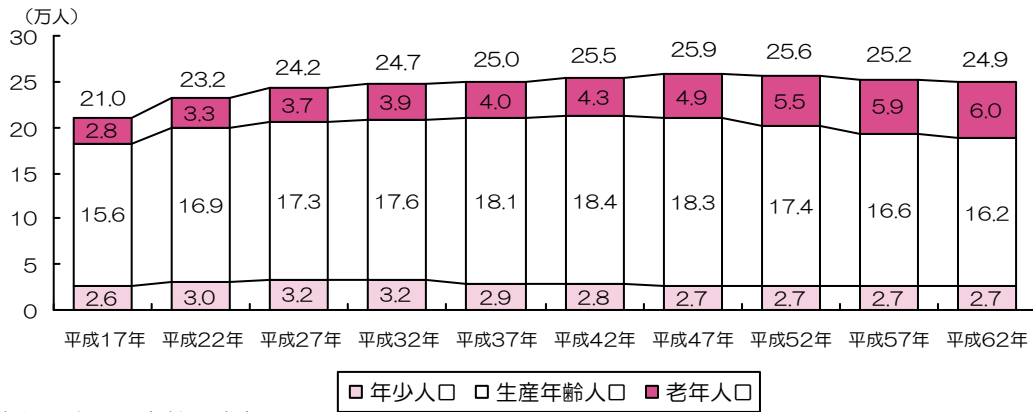
資料：高齢・障害課

※要支援…介護は必要ないが、6か月以上継続して家事や日常生活に支援が必要な状態のこと。要介護認定は7段階あり、要支援1が最も軽度な要介護度となる。

● 中原区将来の高齢者の推計

高齢者の人数（老年人口）は、平成37年には4万人と年々増加していきます。

中原区の将来推計人口補正結果

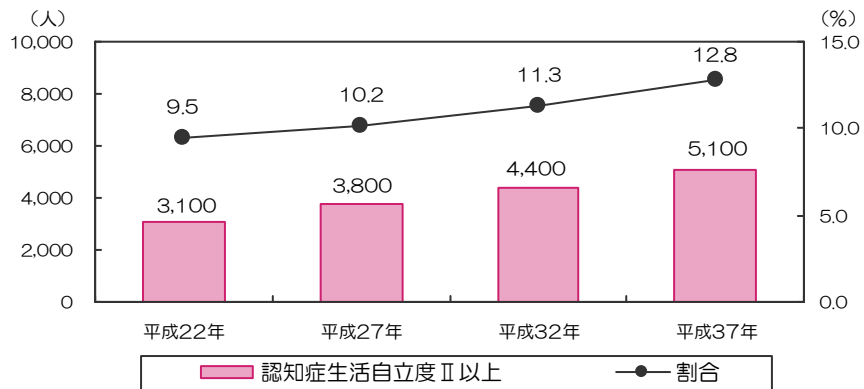


資料：中原区高齢・障害課

● 認知症高齢者数の推計

認知症高齢者数は、平成37年には5,100人と増加していきます。

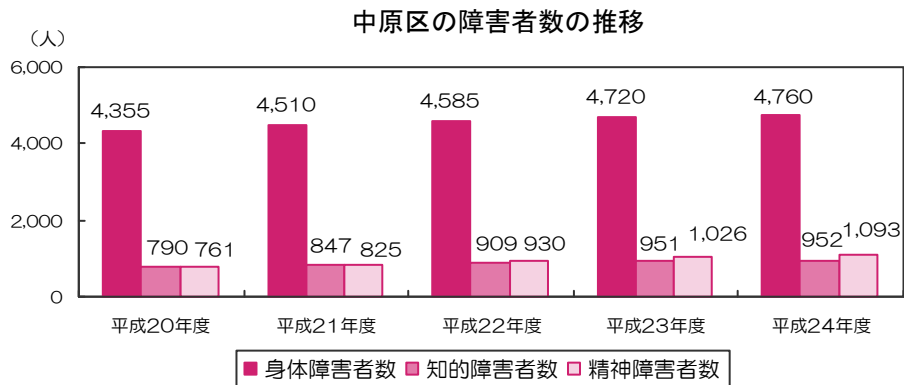
中原区の認知症高齢者数



資料：中原区高齢・障害課

⑥ 障害者数（手帳所持者数）の推移

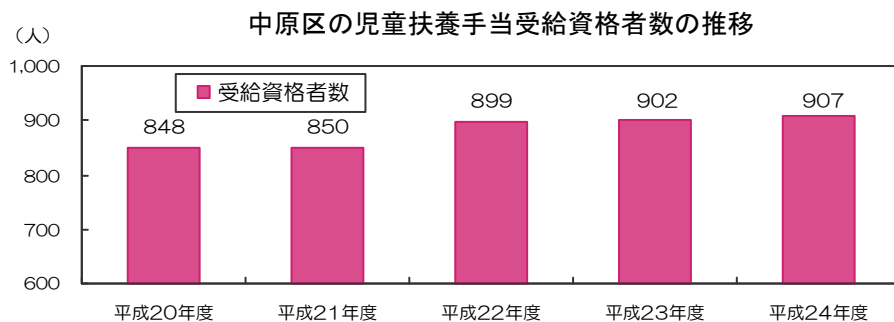
障害者数（手帳所持者数）は、平成24年度末で身体障害者数が4,760人、知的障害者数が952人、精神障害者数が1,093人となっており、いずれも増加傾向にあります。



資料：中原区高齢・障害課

⑦ 児童扶養手当受給資格者数の推移

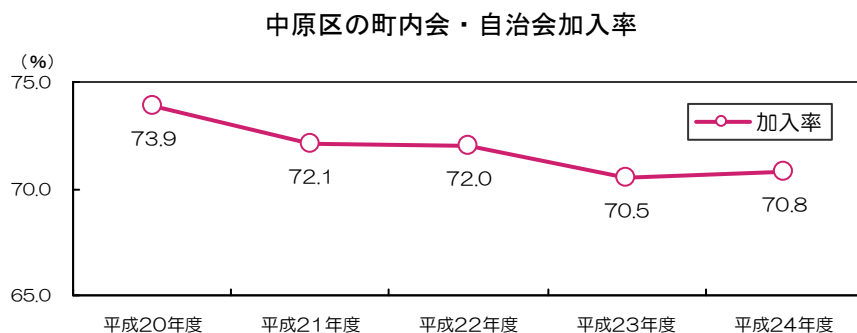
児童扶養手当受給資格者数は、増加傾向にあります。平成22年度以降は微増となっています。



資料：川崎市健康福祉年報及び市民・こども局こども本部こども家庭課

⑧ 町内会・自治会加入率の推移

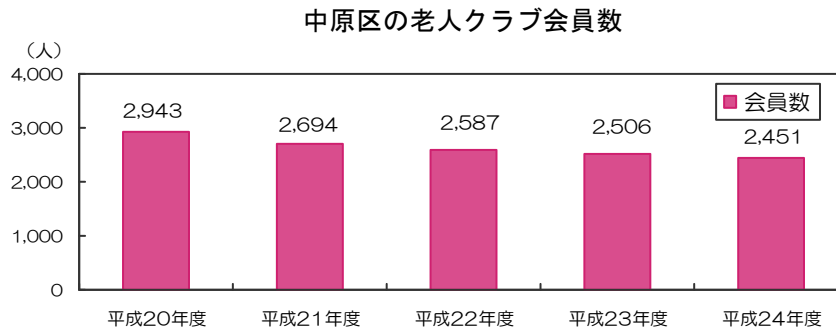
町内会・自治会の加入率は平成24年度で70.8%となっており、平成20年度から3.1ポイント減少しています。



資料：川崎市統計書（各年度）

⑨ 老人クラブ会員数の推移

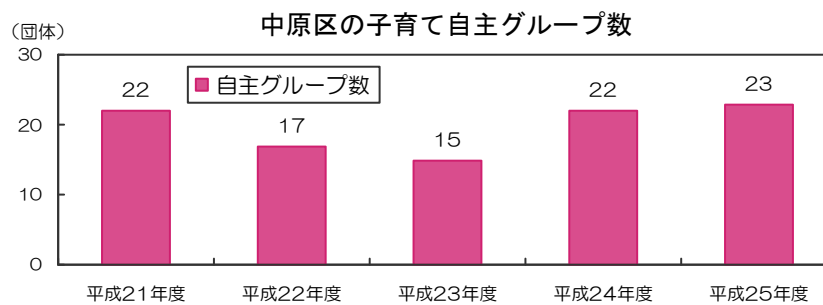
老人クラブの会員数は、減少しています。



資料：川崎市統計書（各年4月1日現在）

⑩ 子育て自主グループ数

子育て自主グループ数は、平成23年度から24年度にかけて増加し、25年度は横ばいとなっています。



資料：中原区子ども支援室（各年度4月1日現在）

⑪ 中原区民交流センター ボランティア等登録数

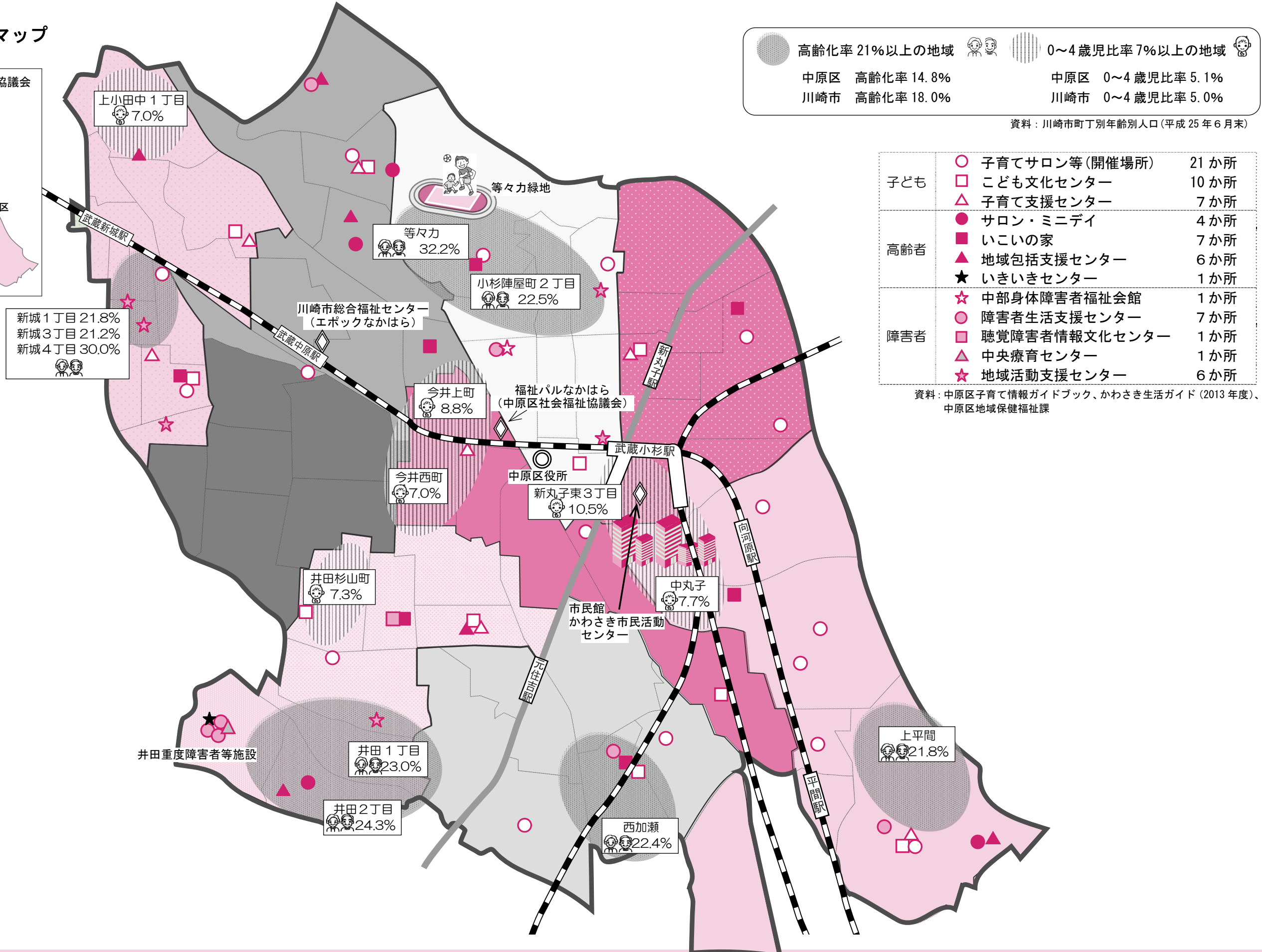
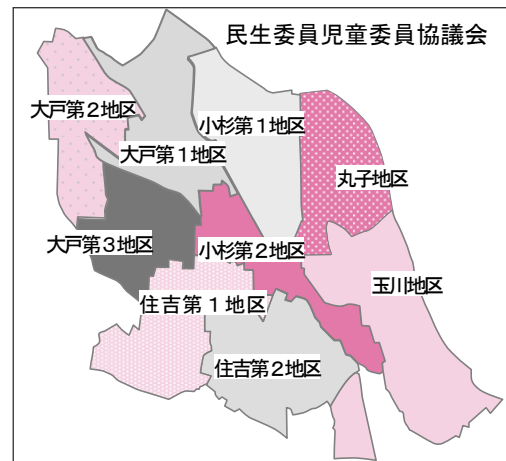
中原区民交流センターのボランティア等登録団体数は、平成22年度から24年度にかけて、健康・福祉分野は増加、子育て分野は横ばいとなっています。

中原区民交流センター ボランティア等登録数

活動分野	団体数（平成22年度）	団体数（平成24年度）
健康・福祉	43	52
子育て	14	15

資料：中原区地域振興課

(3) 中原区地域福祉マップ



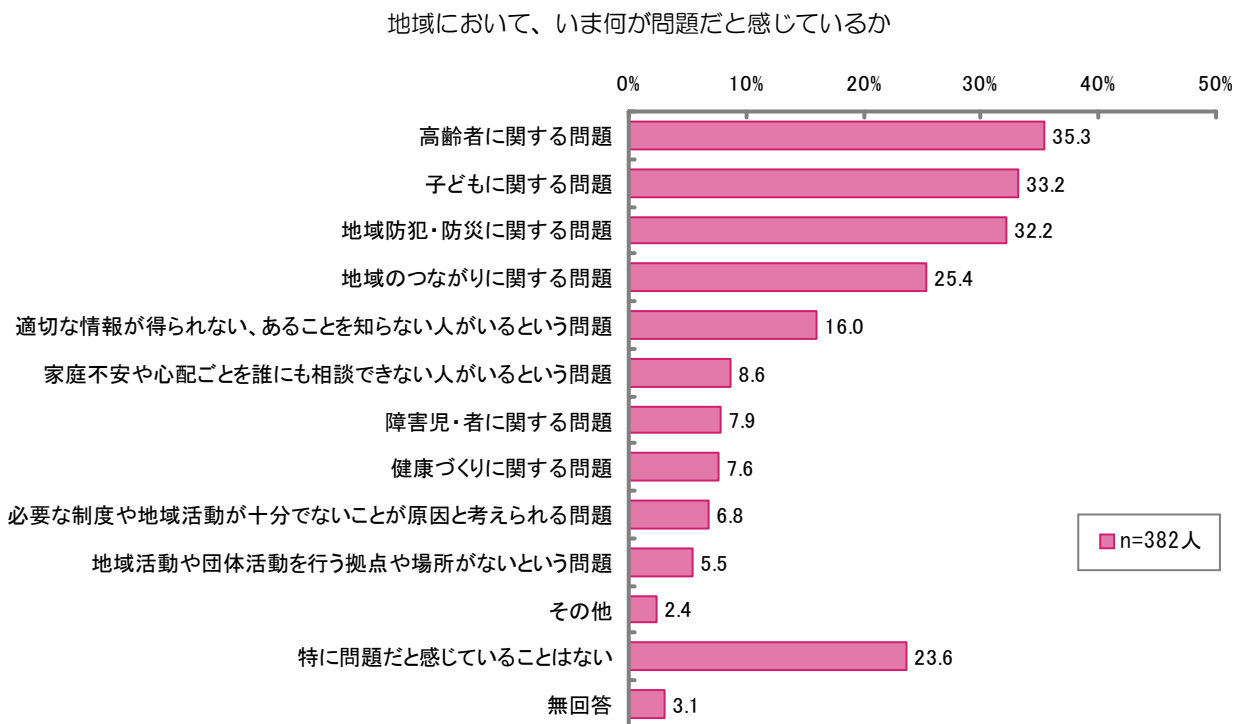
2 区民からみた中原区地域福祉

(1) 地域福祉実態調査からの現状

川崎市では地域福祉の実態把握を目的とし、平成25年1月に市民を対象とした「地域の生活課題に関する調査」と、福祉団体を対象とした「地域福祉活動に関する調査」及びヒアリングを実施しました。そのうち中原区の結果として次のような内容が報告されています。

① 地域で問題だと感じていること

地域において、いま問題だと感じていることは、「高齢者に関する問題」が最も高く、次いで「子どもに関する問題」、「地域防犯・防災に関する問題」となっています。一方で「特に問題だと感じていることはない」が23.6%となっています。



② 地域住民同士の交流について

日ごろからの近所づきあいは、「家族のように親しくつきあっている」が1.6%、「家に行き来したり親しく話をする」が8.9%、「ときどき話をする程度」が25.7%、「あいさつをする程度」が44.0%となっています。一方、ほとんどつきあいのない人が17.8%となっています。

また、地域との交流の必要性を感じている人は63.9%、困ったときの助け合いは必要だが、日ごろの交流はしたくないという人が24.1%です。

③ 地域の助け合いについて

助け合いができる地域の範囲としてごく身近な範囲をあげる人が多く、町内会・自治会程度とした人は44.8%、隣近所程度とした人は34.6%となっています。

地域の支え合いとして自分自身ができること、また、日常生活が不自由になったときに手助けしてほしいことについての質問では、ともに、「安否確認の見守り・声かけ」が最も多く、次いで「災害時の手助け」が高くなっています（表1）。

【表1】

地域の支え合いとして自分自身ができること（複数回答・上位4項目）		困った時に地域の人に手助けしてほしいこと（複数回答・上位4項目）	
安否確認の見守り・声かけ	65.4%	安否確認の見守り・声かけ	54.2%
災害時の手助け	42.7%	災害時の手助け	44.5%
ちょっとした買い物	32.7%	炊事・洗濯・掃除などの家事	26.4%
趣味など世間話の相手	30.1%	ちょっとした買い物	20.7%

④ 地域活動やボランティア活動について

地域活動やボランティア活動への参加は、町内会・自治会、お祭りやイベントに関する活動がそれぞれ20%程度となっています。活動に参加したことがある人の活動に参加した動機やきっかけは、「自分たちのために必要な活動だから」、「人の役に立ちたいから」、「家族・友人・知人から誘われたから」が上位を占めています。

ボランティア活動に参加したことがない人は43.5%でしたが、その理由としては、「仕事や家事が忙しく時間がない」、「きっかけがつかめない」、「身近に活動グループや仲間がない」等が上位となっています（表2）。また、「今は参加していないが条件が整えば活動に参加したい」と考えている人が15.2%となっています。

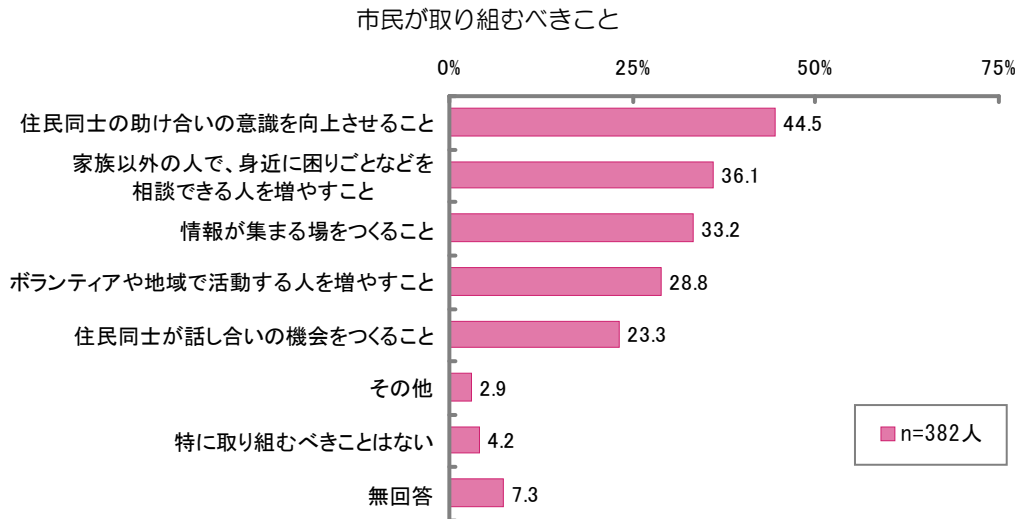
【表2】

地域活動に参加した動機やきっかけ（複数回答・上位3項目）		活動に参加したことがない理由（複数回答・上位3項目）	
自分たちのために必要な活動だから	48.1%	仕事や家事が忙しく時間がない	62.7%
人の役に立ちたいから	26.3%	きっかけがつかめない	34.3%
家族・友人・知人から誘われたから	23.7%	身近に活動グループや仲間がない	25.9%

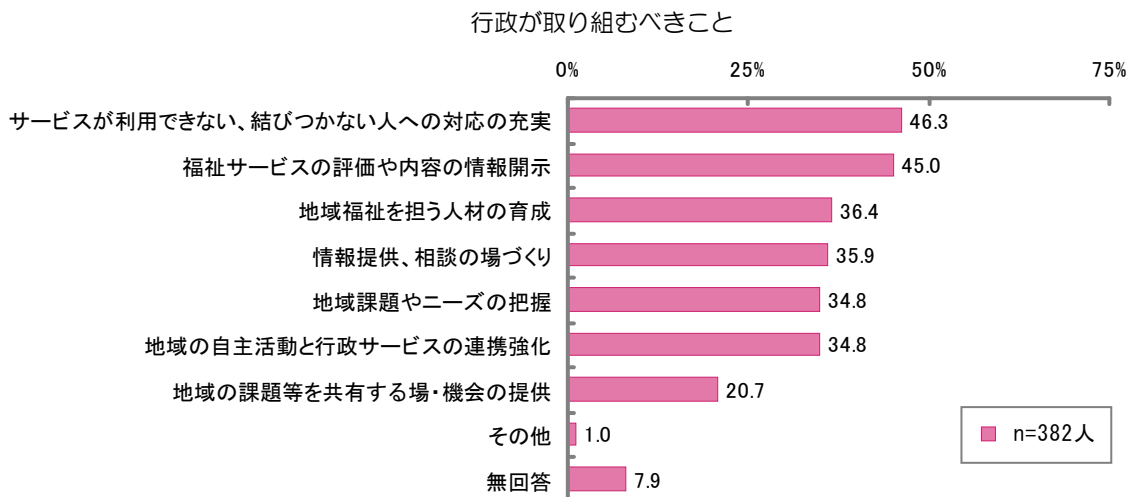
実際に活動をしている団体が困っていることについての質問では、「スタッフの高齢化」、「新たなスタッフ確保ができない」、「活動のリーダー的人材の不足」、が上位にあがっています。

⑤ 今後の地域福祉の推進について

今後、地域福祉を推進するために市民が取り組むべきこととして、「住民同士の助け合いの意識を向上させること」が最も高く、次いで「家族以外の人で、身近に困りごとなどを相談できる人を増やすこと」、「情報が集まる場をつくること」となっています。



今後、地域福祉を推進するために行政が取り組むべきこととして、「サービスが利用できない、結びつかない人への対応の充実」が最も高く、次いで「福祉サービスの評価や内容の情報開示」「地域福祉を担う人材の育成」となっています。



3 第3期計画の振り返り

基本目標1 思いやりや支え合いのこころが育つ地域の意識づくり

地域福祉の普及啓発のため、子育てや高齢者、区民活動に関する情報を市ホームページで発信するとともに、子育て情報を掲載した「子ネット通信」やガイドブックを子育て世帯へ配布しました。また、ワークショップの開催や歌声喫茶の実施等、さまざまな世代に向けて地域福祉の普及啓発を行いつつ、特に高齢者においては地域の中で集えるよう取組をすすめました。

子どもの頃から地域に目を向けるきっかけづくりとして、子育てサロンにおいて、小中学生・赤ちゃんとママ・地域の支援者との世代間交流を行い、子どもの健やかな成長を促しました。

基本目標2 人と人をつなぐ出会いの場づくり

ワークショップや講座を通じて地域のニーズや実情を把握し、取組に反映させるよう努めました。また、配布した介護予防マップを区民の反応等を基に更新し、見直しを図りました。

身近な場づくりを支援するため、子育てサロンの開催回数の増加、老人いこいの家における「なかはらパンジー体操」の開催、多胎児や発達に課題を持つ子どもの親の集まりにOBが参加し支援する等、取組の拡充を行いました。また、障害のある方の社会参加の促進やボランティア交流会等、さまざまな人がさまざまな人と出会えるよう、支援を行いました。

基本目標3 ボランティアがいきいきと活動できる支援体制の充実

子どもから高齢者までボランティアの輪を広げるため、子育て、食生活改善推進、介護予防等さまざまなボランティア養成講座を開催し、ボランティアの拡充に努めました。

また、講座終了後の活動支援として、フォロー講座やグループ定例学習会等を行い、活動の継続を図りました。

既存のボランティアについても、区民活動センターのスペースの拡充や懇談会の開催、ブログや広報紙等で積極的に広報を行う等、ボランティアの普及や周知に努めました。

基本目標4 地域と行政の連携による活動支援と地域のネットワークづくり

住民組織、民生委員児童委員、ボランティア、NPO、社会福祉協議会、区役所等、地域を見守るさまざまな組織や関係機関が子育て・障害・高齢者等のネットワーク会議を通じて、情報交換や交流を図り、連携を深めました。また、さまざまな組織等の連絡会や全体会、定例会等を通じて情報の交換や共有を行い、交流を持つことでネットワークづくりをすすめました。

その他、「なかはら子ども未来フェスタ」や「なかはら福祉健康まつり」においても、参加団体間の交流や連携を図りました。

4 ワークショップ等からの区民の声

中原区ではワークショップを平成23年～25年に行い、さまざまな区民の声を伺いました。

〈平成23年度〉

地域の支え合いやつながりづくりをするにはどうすればよいか。世田谷区の地域の絆づくりの事例を聞きながら、「自分が高齢者になったらどんなことに困るか」「どんな助けがほしいと思うか」を話し合いました。



- 1) 困ること：病気になったり、急病時
意見：「病院への付き添いや突然倒れたりした時などいざという時に付き添ってくれる人がいるといい」
- 2) 困ること：やがて独りになるため、同年代の話し相手が欲しい
意見：「独りになっても急に仲間は出来ないから、仲間づくりは元気な時から必要」
- 3) 困ること：買物に行けなくなってしまう
意見：「買物に行けなくなった時に一緒に行ってくれる人や自分の買い物のついでに買い足してくれる人がいるといい」
- 4) 困ること：マンション住まいで地域とつながるにはどうしたらいいか
意見：「隣人祭りやリーダーになる人が必要」
- 5) 町会婦人部の取組紹介：「公園掃除を月一回する→公園管理にもつながり→その公園で体操をはじめたら、人がつながり、声をかけ合う場ができた！」

〈平成24・25年度〉

「なかよし」をテーマに、子育て世代が「地域の中にたくさん仲間を作るためのアイデア」・「あなたが近所の人ともっと仲良くするためのアイデア」を出し合いました。



- 1) あいさつする
意見：「元気に笑顔で声をかける」「ありがとうの一言をいう」「公園であいさつをする」
- 2) 楽しい情報を知り合いと共有し、地域のイベントに参加する
意見：「誘い合ってイベントに参加」「幼稚園や学校等のイベントに参加し、知り合った人と触れ合う」「お祭り、運動会など地域イベントに参加する」
- 3) 外に出る、子どもが集まりやすそうな場所、子育てサロン等に出かける
意見：「子育てサロン、地域子育て支援センター、こども文化センター、保育園の園庭開放等を利用して友達をつくる」「公園など子どもの集まる場所へ行き友達をつくる」
- 4) サークル活動や趣味の活動を通じて仲間をつくる
意見：「子育てサークルに参加する」「地域のサークル活動に参加する」「定期的にイベントを開催して交流する」「運動を通じて仲間をつくる」

5) 交流の場 ～あったらいいな～

意見：「年代別のお茶会」「2～5歳くらいまでの交流会」「小学校高学年から中高生の大きな子を持つ親の会」

6) 困った時にはお互いさまの気持ちで過ごす

意見：「子どもを預けたり・預かったりする」「妊婦さんを見かけたら、先輩ママとして声をかける」

〈平成25年度〉

中原区地域福祉計画普及啓発映画上映会「毎日がアルツハイマー」

認知症になった母を撮り続けた記録映画を見て、これからの人生を家族や友人とどう関わっていくか考えました。上映終了後のアンケートから、地域福祉に関する意見をまとめました。



1) 地域とのつながりが大切

意見

- ・「家族の理解に加えて、地域全体で周りとお互いに見守り、助け合っていける環境をつくるのが大切である。幸せな見守りのできる環境を地域で作りたいものです」
- ・「地域とのつながりは大切だと思った」
- ・「これを機会に人々と助け合っていけたら良いと思います」
- ・「医師の話で、認知症は「多幸症」だと。苦しみや死への恐怖等から逃れる一つの過程。神様からの贈り物なのかなと。ならば、関わる周りの我々も尊敬と愛情を持ち、一緒に楽しめる様に、又、映画の前に伺った様に、本当に“人の手”が必要になった時は、「助けて」と言える様に、また、言ってもらえる様に。助け合いが大切だと感じました。お互い様の思いで」

2) 連携・支援が必要

意見

- ・「本人はあまり外に出たがらないとは思いますが、デイケアやデイサービス等、フルに活用しないと、家族がもたないと思います。レスパイトケアの充実を強く望みます」
- ・「医師や地域包括支援センターなど、様々な人から支援が得られるとよい」



区民の声をまとめると.....

- あらゆる区民が地域とつながることが大切
- つながるにはイベントや交流の場を通してなど、きっかけが必要
- あいさつはつながるためのきっかけの一つ
- つながり合うことで、お互いに助け合ったり、支え合ったりできる
- 地域にある様々な資源からの支援や連携が必要になってくる



第4期
中原区地域福祉計画の取組

第2章

1 中原区がめざす地域福祉

(1) 中原区の考える地域福祉とは

自分の住んでいるまちを暮らしやすくするための活動が地域福祉です。

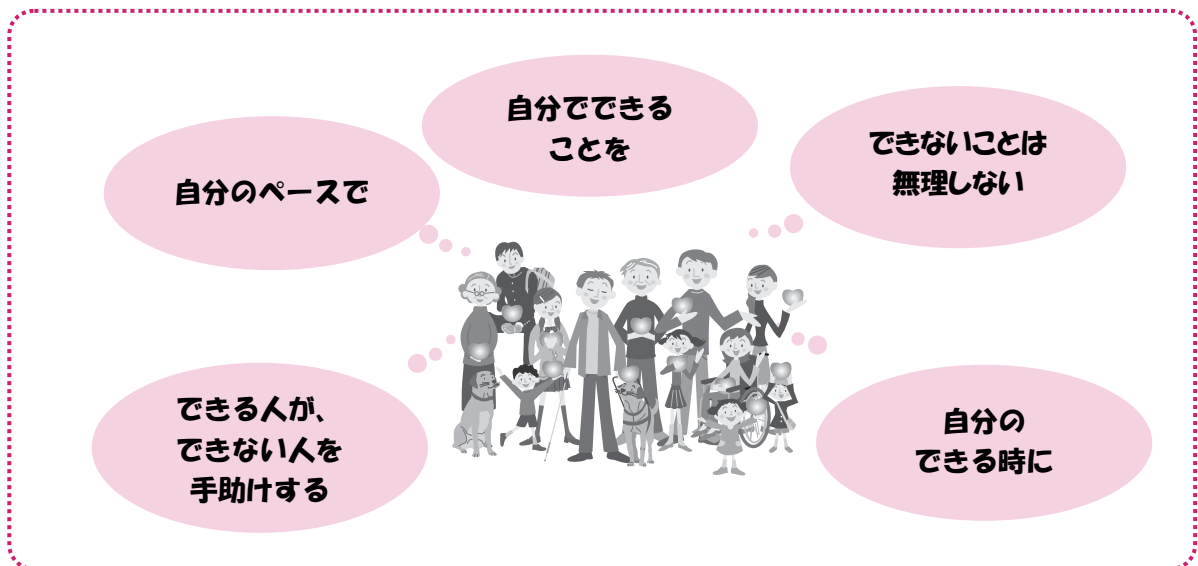
暮らしやすいまちとは、子どもも大人も高齢者も障害者も、みんながその人らしく安心して日々を過ごせるまちです。すべての人が、人と支え合う関係の中で、自分の「居場所」を確かめ、生きがいを感じることでできるまちです。

中原区は、人と人との橋わたしにより、支え合える地域づくりをめざし、区民、ボランティア、NPO、事業者、行政、社会福祉協議会等、地域福祉にかかわるすべての人が一体となり、共に支え合い、助け合う「地域ぐるみの福祉」を進めていきます。

そのために、地域の中で人と人が出会っていくきっかけづくりを支援していきます。出会いがスタートとなり、街かどではあいさつが笑顔で交わされ、同じまちに暮らす人への思いやり、温かいまなざしが生まれ、お互いを気遣う心の交流が広がるでしょう。一人、二人、三人、四人... それぞれが一步踏み出すことで確実にまちは変わっていきます。ひとりの力もたくさん集まれば、大きな力になります。

さあ、できることから始めましょう！あなたらしく暮らせる中原区に！

～ 活動のポイント ～

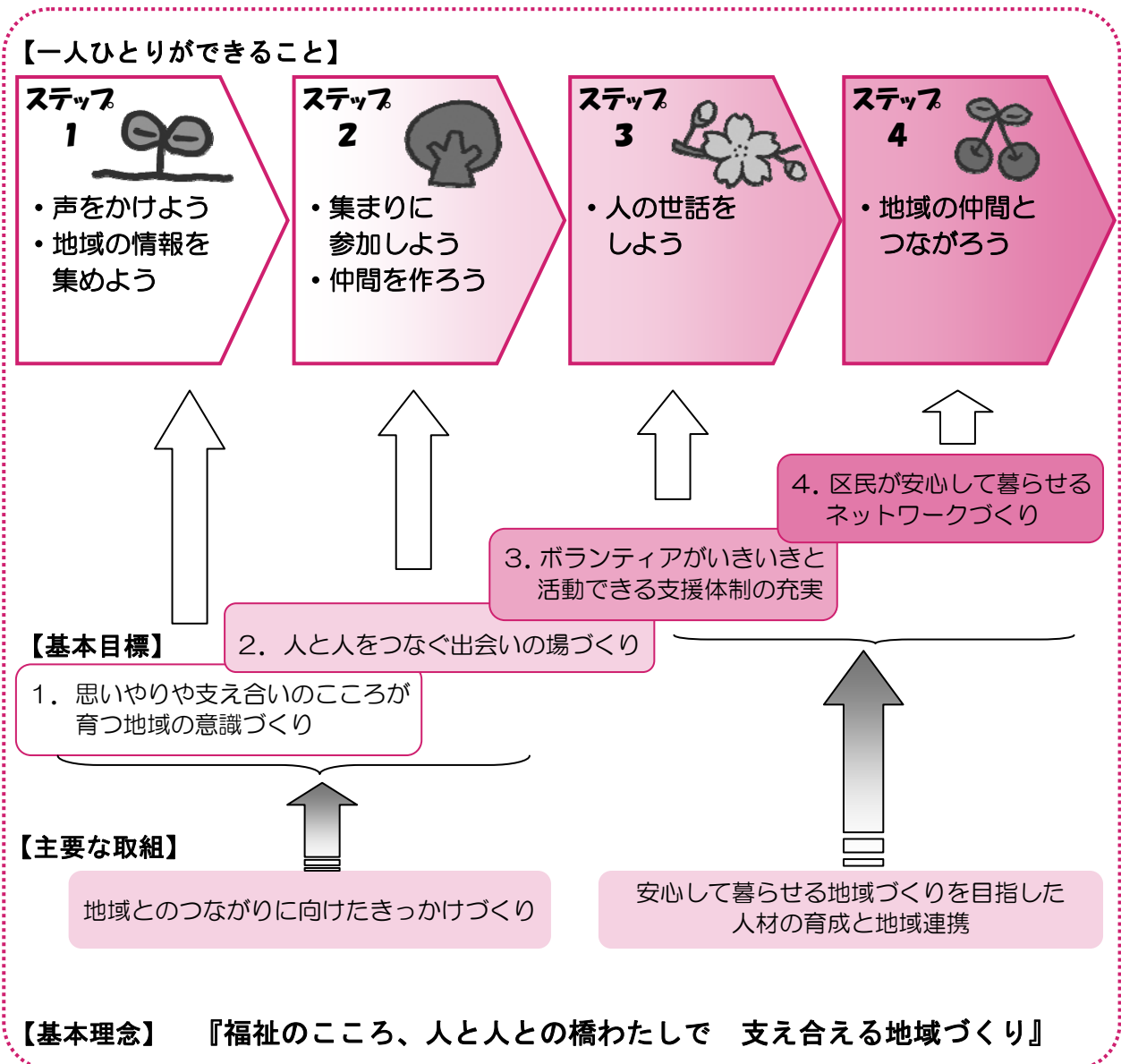


(2) 基本理念

『福祉のこころ、人と人との橋わたしで
支え合える地域づくり』

同じ地域に暮らす人と人との絆を大切にし、豊かにすることによって、この中原区で暮らすすべての人々が、互いの違いを認め合い、健やかで、安心し、自立した生活が送れるように、人と人との出会いを橋わたしします。区民が必要とする行政情報や区内の住民組織、福祉活動団体や社会福祉協議会等の活動情報を橋わたしすることで、活力とうるおいがあり、区民がお互いに支え合える地域づくりをめざします。

～ 一人ひとりができること・基本目標・主要な取組・基本理念 ～



(3) 基本目標

1 思いやりや支え合いのところが育つ地域の意識づくり

地域福祉の推進のためには、地域における住民相互のつながりが非常に重要です。そのつながりの基となるのが、住民一人ひとりの思いやりや支え合いのところです。

そのところを育てるため、教育現場とも連携した啓発活動や大型集合住宅の住民への啓発に取り組んでいきます。また、地域福祉に関心を持つ人を少しでも増やすために、区のホームページ等を介した情報発信、ワークショップを通して地域福祉の普及啓発に努めます。

2 人と人をつなぐ出会いの場づくり

地域における人間関係づくりや福祉の発展に貢献するため、中原区では子育てグループ支援や高齢者の出会いの場づくりを推進してきました。また、高齢化に伴い、高齢者のひとり暮らしも増えています。誰もが、地域の中で安心して生活できるよう、地域の中で気軽に集まれる場が求められています。

出会いの場に対するニーズは多様であることから、いろいろな人たちが集まり、友人・知人の輪を広げ、情報交換ができるような出会いの場づくりの支援を行います。

3 ボランティアがいきいきと活動できる支援体制の充実

ボランティア活動は、地域福祉における重要な役割を果たすものです。

ボランティアに対する関心を深め、ボランティア層の拡大に努めます。また、ボランティア活動にやりがいやよろこびを感じられるよう支援します。

既存のボランティア活動に対する支援を行います。

4 区民が安心して暮らせるネットワークづくり

高齢者や子ども、防犯や防災等、地域における問題や不安を解消し、誰もが安心して暮らせることが望まれています。

団体（住民組織、ボランティア、NPO等）や、地域（町内会・自治会同士のつながり等）のネットワークづくりを支援し、みんなで支え合いができるように努めます。このネットワークづくりのために、各種事業への住民参加の促進や、ネットワーク会議等顔の見える関係づくり、情報の共有等に努めていきます。

(4) 主要な取組

第4期計画における主要な取組としては、基本目標1・2から、情報発信や支え合いの基盤となる人と人のつながりのきっかけづくり、基本目標3・4から、子どもや高齢者の見守りを含め、地域づくりを目指した人材育成と地域連携を取り上げます。

1 地域とのつながりに向けたきっかけづくり

中原区の近年の特徴として、高層マンションが増加し、それに伴い新しく越してきた住民と以前から住んでいる住民との交流が減少し、また、新しい住民へ地域の情報が届きにくく、地域とのつながりが薄くなってきています。そのため、あらゆる区民が地域とつながって、いきいきと暮らすことができるよう支援します。

高齢者向けには、より見やすいホームページの更新やシニアのための中原区おでかけマップによる地域資源の紹介を行います。子育て世帯には、子育て情報の発信、子育てサロンでの友人づくりや地域の方との交流を行い、支え合える地域づくりをめざします。

また、ワークショップの開催や商店街との連携により、地域とのつながりのきっかけを提供します。

NO	取組	ページ
1	高齢者向けホームページの更新	46
2	シニアのための中原区おでかけマップの充実	46
4	中原区子育て情報の発信	46
5	ワークショップの開催	46
18	商店街と連携した地域のまちづくり推進事業	50
22	中原区子育て支援推進事業～子育てサロンの開催～	51

2 安心して暮らせる地域づくりをめざした人材の育成と地域連携

地域福祉の推進には、その担い手となるボランティアとの協働・連携が不可欠です。そのため、ボランティアの育成を充実させ、地域との連携強化を図ります。

高齢者支援や子育て支援といった、地域が抱える問題を解消し、安心して暮らせる地域づくりをめざします。

NO	取組	ページ
29	中原区子育て支援者の養成	52
24	なかはらパンジー体操を通じた健康づくり・介護予防	51
32	とボランティアの養成	52
33	認知症サポーターの養成	52
47	高齢者見守りネットワークの推進	55

地域とのつながりに向けたきっかけづくり ～子育てサロンの取組～

【地域課題】

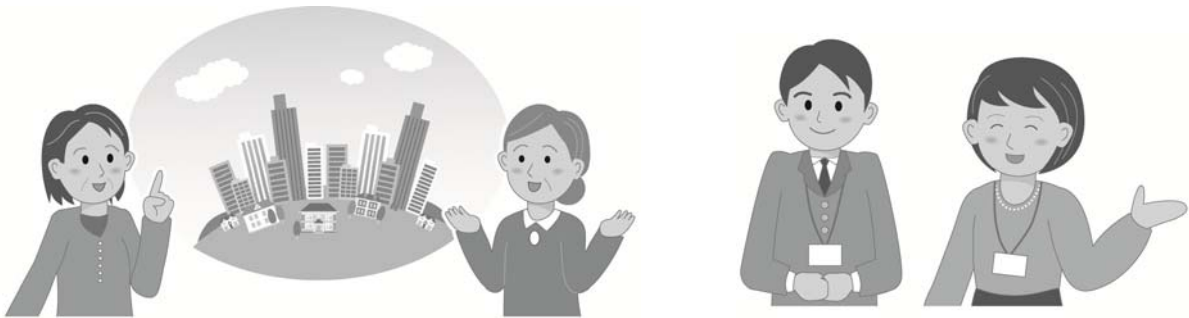
- ・転出入が多い
- ・子育て世代が多い
- ・地域のつながりが薄い

【課題解決に向けて…】

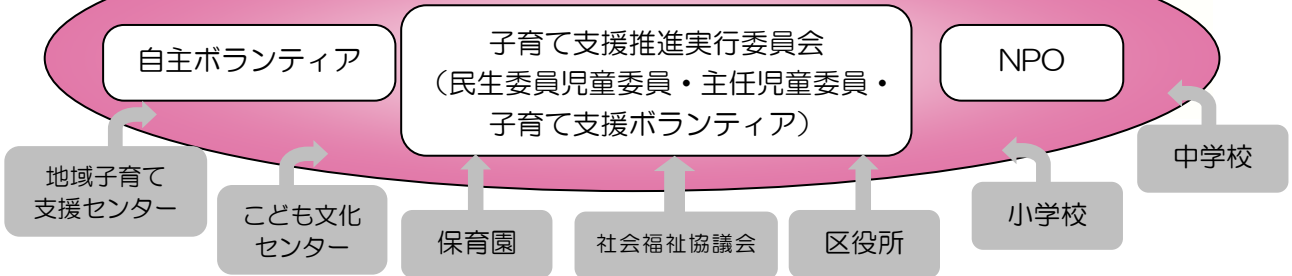
- ・継続的な情報発信
- ・子育てボランティアの人材育成の強化
- ・関係機関の連携強化

ボランティア

区役所



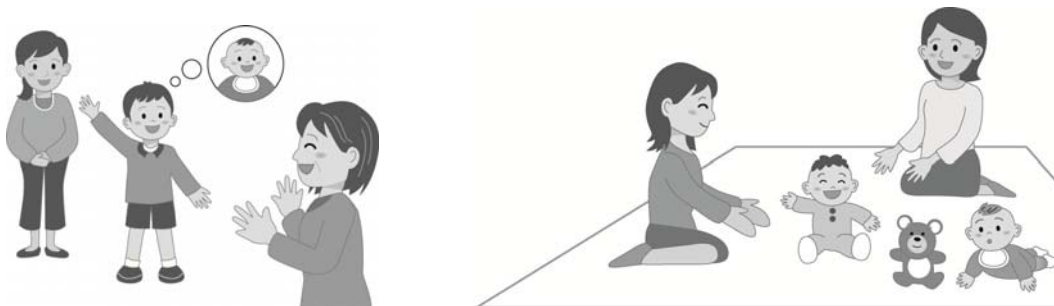
子育てサロン



民生委員児童委員・主任児童委員をはじめ、子育てを応援したい有志の人たちによって、区内に住む子育て世代の誰もが歩いて行ける範囲に、子育てサロンが広がっています。

ボランティアと小学生

子育てママ



中原区では子育てサロンを開始して10年がたちました。各サロンでは赤ちゃんとお母さん、ボランティアの笑顔があふれています。地域のつながりのきっかけの場として、区民・関係機関・行政が連携して支え合う地域づくりを目指します。

2 事業体系一覧表

第4期計画の事業として新たに追加したものには（★）を付けています。

計画の理念	基本目標	基本方針	計画期間（H26～H28年度）の取組	掲載ページ
福祉のこころ、人と人の橋わたしで、 支え合える地域づくり	1 思いやりや支えあいのこころが育つ地域の意識づくり	1 地域福祉の情報発信を充実し、地域福祉の普及啓発をめざします	1 高齢者向けホームページの更新	46
			2 シニアのための中原区おでかけマップの充実	46
			3 中原区民交流サイトの運営	46
			4 中原区子育て情報の発信	46
			5 ワークショップの開催	46
			6 中原区子育てネットワーク事業 ～なかはら子ども未来フェスタ～	46
			7 なかはら福祉健康まつりの開催	47
			8 両親学級・働いている妊婦への支援事業	47
		2 子どもの豊かな成長を促し、子どもの時から地域に目を向ける意識を育てます	9 小中学生の子育てサロンふれあい体験	48
			10 『なかはら親子体操』の普及啓発（★）	48
			11 乳幼児健康診査・育児相談（★）	48
			12 公的児童施設有効活用事業（★）	48
			13 学びの場を核とした青少年参加型地域コミュニティ創造プロジェクト（★）	48
			14 中原区子ども支援ネットワーク	48
	3 転入者に対し、福祉施策の浸透を図ります	15 転入者に対する地域福祉の啓発	49	
		16 転入者に向けた地域情報の提供（★）	49	
	2 人と人をつなぐ出会いの場づくり	1 交流の場に関する地域のニーズと実情を把握します	17 ワークショップの開催（再掲）	50
			18 商店街と連携した地域のまちづくり推進事業	50
		2 仲間を求めている人がほっとできる、身近な場づくりを支援します	19 多胎児育児支援	50
			20 中原区子どもの発達支援事業	50
			21 中原区子育てネットワーク事業 ～子育てグループ活動支援～	50
			22 中原区子育て支援推進事業 ～子育てサロンの開催～	51
			23 家族教室	51
			24 なかはらパンジー体操を通じた健康づくり・介護予防	51
			25 健康づくり・介護予防グループ支援	51
			26 障がい者社会参加学習活動 ～ヤングジャンプセミナー～	51
			27 家庭・地域教育学級	51
			28 老人クラブ育成事業	51

計画の理念	基本目標	基本方針	計画期間（H26～H28年度）の取組	掲載ページ
福祉のこころ、人と人との橋わたして、支え合える地域づくり	3 ボランティアがいまこま活動の支援体制の充実	1 青少年から団塊の世代まで幅広くボランティアの輪を広げます	29 中原区子育て支援者の養成	52
			30 運動普及推進員の養成	52
			31 食生活改善推進員の養成	52
			32 なかはらパンジー体操普及ボランティアの養成	52
			33 認知症サポーターの養成（★）	52
		2 既存のボランティア活動を支援します	34 わたしの町のすこやか活動支援	53
			35 中原区民交流センターの運営	53
			36 中原区子育て支援推進事業	53
			37 多胎児育児支援（再掲）	53
			38 すくすく子育てボランティア事業	53
	39 中原区子育てネットワーク事業～ボランティア研修会～		53	
	4 区民が安心して暮らせるネットワークづくり	1 地域や関係機関と連携し、地域福祉活動を支援します	40 民生委員児童委員の活動支援（★）	54
			41 市民提案型事業	54
			42 市民自主学級・市民自主企画事業（★）	54
			43 中原区子どもの発達支援事業（再掲）	54
			44 保護司会 社会を明るくする運動の活動支援（★）	54
			45 中原区地域福祉計画推進検討会議の運営	54
		2 地域のネットワークづくりを推進し、安心安全な地域づくりを支援します	46 ひとり暮らし等高齢者見守り事業	55
			47 高齢者見守りネットワークの推進	55
			48 川崎市地域見守りネットワーク事業（★）	55
			49 自主防災組織への支援（★）	55
			50 災害時要援護者支援制度	55
			51 安心安全なまちづくりの推進（★）	55
			52 健康づくりネットワークの構築（★）	55
			53 こんにちは赤ちゃん訪問事業	56
			54 中原区子育てネットワーク事業	56
			55 中原区子ども支援ネットワーク事業	56
56 中原区精神保健福祉連絡会の実施			56	
57 中原区地域自立支援協議会の開催	56			

3 具体的な取組

基本目標 1 思いやりや支え合いのところが育つ地域の意識づくり

基本方針 1 地域福祉の情報発信を充実し、地域福祉の普及啓発をめざします

ホームページ等を通じて、地域福祉に関する多彩な情報を発信します。また、ワークショップ等を通し、地域福祉の普及啓発を行います。

具体的な取組

主な施策・事業		内容	所管課
1	高齢者向けホームページの更新	平成22年3月に区ホームページに高齢者向けサイトとして「ますます元気なかはら」を開設しました。「ますます元気なかはら」の掲載情報を適宜更新し、高齢者の立場に立ってより見やすく、検索しやすいホームページにしていきます。シニア世代が集える場や介護予防等健康づくりに関することを積極的に紹介していきます。	高齢・障害課
2	シニアのための中原区おでかけマップの充実	住み慣れた地域でいつまでも元気で暮らせることを目指し、家に閉じこもらず、地域活動及び公的サービスを積極的に利用できるように情報を取りまとめた「シニアのための中原区おでかけマップ」を充実させていきます。	地域保健福祉課
3	中原区民交流サイトの運営	中原区で活動している様々な市民活動団体と市民の情報交換・情報発信の手段として区民交流サイトを運営しています。今後も、継続的に本サイトの活用を呼びかけるとともに、サイト更新講座等を開催し、市民活動情報の発信基地としてより有効なサイトとなるよう取り組みます。	地域振興課
4	中原区子育て情報の発信	多種多様な情報をより合理的かつ効果的に提供できるよう関係部署等との連携を図り、タイムリーに情報の更新を行います。子育てガイドブックを毎年改訂し、子育てホームページ「このゆびとーまれ」「なかはらっこひろば」をさらに充実させていきます。	こども支援室
5	ワークショップの開催	地域福祉に関する意見交換を行い、現状の把握に努めます。また、地域福祉の普及や地域のつながりをつくるきっかけづくりを行います。	地域保健福祉課
6	中原区子育てネットワーク事業～なかはら子ども未来フェスタ～	子育てや子どもに関する関係機関や団体が交流し、区民へ広く情報提供や交流の機会として、地域コミュニティづくりを推進します。	こども支援室
7	なかはら福祉健康まつりの開催	地域で活動している市民グループの協力による参加型のイベントや各種健康相談、展示等を実施し、誰もがいきいきと暮らせる地域社会づくりをめざし、福祉について見つめ直す機会を提供します。また、区民の健康意識の高揚及び健康増進を図ります。	地域保健福祉課

主な施策・事業		内容	所管課
8	両親学級 働いている妊婦への 支援事業	健やかに安心して妊娠・出産・子育てを迎えられるように、育児に関する講話を行います。妊娠をきっかけに地域の活動や資源に目が向くため、地域の交流や参加を呼び掛けます。また、働いている妊婦や父親の参加の増加に対応し各種情報提供を行い、友人づくりの場となるよう配慮します。	児童家庭課

🏠 ホームページを見てみよう！

- ますます元気なかはら【シニア世代向け】 → 🔍 検索
- なかはらメディアネットワーク【区民向け】 → 🔍 検索
- 区民交流センター公式サイト
「Webなかはらっぱ」【区民向け】 → 🔍 検索
- なかはらっこひろば【子育て世代向け】 → 🔍 検索
- このゆびとーまれ【子育て世代向け】 → 🔍 検索



こ っ な ま ち 中 原

イベント等を通して、多くの方に地域の活動をご案内しています。

●なかはら子ども未来フェスタ



●なかはら福祉健康まつり



●中原区オリジナル
いきいきライフプラン



●いつまでもご自宅で！



●シニアのための
中原区おでかけマップ



こ っ な ま ち 中 原

基本方針2 子どもの豊かな成長を促し、子どもの時から地域に目を向ける意識を育てます

子どもたちの豊かな成長を支援するため、子ども支援ネットワークの充実を図り、子どもの頃から地域に関心が持てるように、地域活動への参加や協働を通して、地域福祉にふれるきっかけをつくっていきます。

具体的な取組

主な施策・事業	内容	所管課
9 小中学生の子育てサロンふれあい体験	事前学習として、民生委員児童委員と小中学校と保健福祉センターが協働して、講話と乳幼児とのふれあい体験を実施し、その後、地域の子育てサロンに小・中学生が参加することで、命の大切さや親子のかかわり、乳幼児を抱えている保護者を地域のボランティアが支えているという状況を生徒が知ることができ、自分たちの地域での福祉を学んでいくきっかけとしていきます。	児童家庭課 こども支援室
10 『なかはら親子体操』の普及啓発	なかはら親子体操『ミミケロはっぴいダンス!』の普及を通して、親子のふれあい体験の推奨と乳幼児を持つ親子が地域に愛着を持ち、楽しく地域活動に参加することができるように推進していきます。	こども支援室
11 乳幼児健康診査 育児相談	児の健やかな成長発達の確認と親の育児不安の軽減を目的に乳幼児健診や相談業務を実施し、地域の子育て資源への参加を勧めます。	児童家庭課
12 公的児童施設 有効活用事業	子育て世代が地域で孤立することなく安心して過ごすことができるように、関係機関（公立保育園・地域子育て支援センター・こども文化センター・市民館・区役所等）が支援していきます。	こども支援室
13 学びの場を核とした 青少年参加型地域 コミュニティ創造 プロジェクト	社会全体で子ども達の活動を支援し、多様な人間関係や信頼関係を築き、参加と協働によるまちづくりを推進していきます。	生涯学習支援課
14 中原区子ども支援 ネットワーク	子どもの健やかな成長を地域ぐるみで支援するために、子どもたちが将来に対する具体的な目標、毎日の生活に気付く機会の創出を推進します。 「子どものあり方・生き方プロジェクト」において地域と連携し、素敵な大人と出会う機会を子どもに提供します。また、こども文化センター等で伝承遊びを通して、就学児と地域に住む高齢者との世代間交流を行います。	こども支援室

こ っ な ま ち 中 原

『ミミケロはっぴいダンス!』



中原区の親子で楽しむオリジナル
体操ができました。
『YouTube』でご覧いただけます。

基本方針3 転入者に対し、福祉施策の浸透を図ります

転入者や子育て世代に必要な情報を提供し、地域福祉の普及啓発を通して、地域のつながりの重要性を伝えていきます。

具体的な取組

主な施策・事業		内容	所管課
15	転入者に対する地域福祉の啓発	地域福祉の連携と拡大に向けて、転入者への普及啓発活動を積極的に推進します。武蔵小杉駅周辺地域に向けて、NPO法人（小杉駅周辺エリアマネジメント）との連携を推進していきます。	地域保健福祉課
16	転入者に向けた地域情報の提供	転入時には対象に応じた行政情報を提供します。また、子育て世代には子育てサロンや地域子育て支援センター等の地域の情報を紹介します。	児童家庭課 区民課

こ っ な ま ち 中 原



児童家庭課では、お子さんの年齢やお住まいの地域にあった情報をお伝えします。



お近くで
出かけられる場合は…

子育てサロンの様子

こ っ な ま ち 中 原

こ っ な ま ち 中 原

中学生も子育てを体験 ～子育てサロンの取組み～

乳幼児とのふれあいの中で、命の大切さや子どもを育てることの大切さを考え、支援する地域のボランティアとの交流を深めることで、さまざまな人々を理解する目的で行われています。



僕はこんなに小さい頃の記憶はないけれど、親は小さな頃の僕を大切にしてくれたのだと感じました。
(参加者感想より)

こ っ な ま ち 中 原

基本目標2 人と人をつなぐ出会いの場づくり

基本方針1 交流の場に関する地域のニーズと実情を把握します

事業を通して、地域の現状の把握に努めます。

具体的な取組

主な施策・事業	内容	所管課
17 ワークショップの開催（再掲）	地域福祉に関する意見交換を行い、現状の把握に努めます。また、地域福祉の普及や地域のつながりをつくるきっかけづくりを行います。	地域保健福祉課
18 商店街と連携した地域のまちづくり推進事業	これまで実施した各種事業を踏まえ、関係局との連携や区役所内の各所管課と情報共有しながら地域の課題について、様々な視点から引き続き商店街を地域の情報交換や交流の場として活用していきます。	地域振興課

基本方針2 仲間を求めている人がほっとできる、身近な場づくりを支援します

地域の中に仲間がいることで安心して生活することができます。地域の中で身近に集まれる場ができることにより、身近な人たちとつながることができます。このような活動が継続できるように支援していきます。また、子育て中の親や高齢者等が、地域の人とふれあえる場に参加できるように支援していきます。

具体的な取組

主な施策・事業	内容	所管課
19 多胎児育児支援	多胎児育児の保護者が孤立せず安心して育児ができるように、双子の会や交流会等を実施します。 集まりに参加できない保護者向けに双子育児情報誌の発信、双子育児先輩ママのピアサポーター活動等を促進します。	児童家庭課
20 中原区子どもの発達支援事業	対人関係や社会性の発達に課題を持つ乳幼児期から学童期の育児に悩む保護者に対して、専門家による講演会や共感しあえる保護者同士の交流、仲間づくりの場をNPOと協働して運営していきます。	こども支援室 児童家庭課
21 中原区子育てネットワーク事業～子育てグループ活動支援～	母親たちがグループ活動を通じ共に学び育ち合えるようにリーダー交流会を実施し、参加希望者が子育てグループに効果的につながるような体制づくりを関係機関と共に推進します。	こども支援室 児童家庭課

主な施策・事業		内容	所管課
22	中原区子育て支援推進事業 ～子育てサロンの開催～	乳幼児が多く、転出入が多い中原区において、親子の孤立を防ぎ、子育て中の不安を軽減するために、地域の特性を生かした子育てサロンの運営を推進します。 地域のつながりが希薄になる中で世代を超えた地域での交流をさらに活発化させ、地域コミュニティづくりを推進します。	こども支援室
23	家族教室	精神科に通院している方の家族に対し、地域で孤立することのないよう、情報提供と治療やりハビリテーションの正しい知識を伝える支援を行っていきます。 必要とする方がより多く参加できるよう、医療機関等と連携し、情報提供に努めます。また、参加者の継続的な支援についても、家族会と連携し行っていきます。	高齢・障害課
24	なかはらパンジー体操を通じた健康づくり・介護予防	中原区のご当地体操である、「なかはらパンジー体操」の普及活動を通して、仲間づくりの場を創出し、健康づくりと介護予防、閉じこもり予防を推進します。	地域保健福祉課
25	健康づくり・介護予防グループ支援	地域包括支援センター等関係機関と連携し、地域で集う場の創設や地域活動グループの自主運営に向けて支援し、健康づくりや介護予防の情報提供を行います。	地域保健福祉課
26	障がい者社会参加学習活動 ～ヤングジャンプセミナー～	地域での体験活動や交流等の学習機会を提供することを通して、障がいのある人の社会参加促進を図るとともに、ノーマライゼーションの理念に基づき共に生きる地域社会の実現をめざします。	生涯学習支援課
27	家庭・地域教育学級	子どもを豊かにはぐくむ地域社会の創造をめざし、子育てに関する家庭・地域課題の学習機会を提供し、親として市民としての学びを支援します。	生涯学習支援課
28	老人クラブ育成事業	地域の活動として、高齢者が主体的に集まる仲間づくりの場として、老人クラブ活動を支援します。	高齢・障害課

こ っ な ま ち 中 原

地域では健康づくり・介護予防を進めています。



ビデオを見ながら体操を行っています。
体操後のお茶を飲みながらの交流も楽しみの一つです。



大きな声で歌うと心も身体もすっきりします。歌声で健康長寿を目指しています。



認知症予防に関心がある方が集まり、読み書き・計算・歌・体操を行っています。



高齢者が楽しんで暮らせるふれあいの場のあるまちづくりを目指して活動しています。

基本目標3 ボランティアがいきいきと活動できる支援体制の充実

基本方針1 青少年から団塊の世代まで幅広くボランティアの輪を広げます

ボランティア養成講座等を通じて、区民のボランティア活動への関心を高めます。また、ボランティア講座修了者がやりがいを持ってボランティア活動が継続できるよう支援を行います。

具体的な取組

主な施策・事業		内容	所管課
29	中原区子育て支援者の養成	『ひろげよう つなげよう 子育て支援の輪』をテーマに、様々な親子のニーズにあった支援を図るために、子育て支援の核となる新たな子育て支援者を養成します。また、支援者層の拡大と力量アップを図るため、子育て支援者養成講座及びステップアップ講座を推進します。	こども支援室
30	運動普及推進員の養成	いきいきハツラツと健康であり続けるために体操講座・親子体操・介護予防体操等を普及する健康づくりボランティアを養成します。 講座終了後、地域での活動支援を行います。	地域保健福祉課
31	食生活改善推進員の養成	地域等で妊産婦・乳幼児から中学生・成人・高齢者まで幅広い年代の方々を対象に食生活改善を通じた健康づくり活動を行うボランティアを養成します。講座終了後、活動の支援を行います。	地域保健福祉課
32	なかはらパンジー体操普及ボランティアの養成	中原区のご当地体操「なかはらパンジー体操」の普及ボランティアを養成します。なかはらパンジー体操の普及を通じて地域活動への参加、ボランティア自身の健康づくりや仲間づくりの機会を提供します。	地域保健福祉課
33	認知症サポーターの養成	認知症についての正しい知識の普及啓発を図り、地域の支援者の増加を目指します。地域包括支援センターを中心に小地域での実施及び区内全域での講座を開催し、高齢者が安心して地域で生活できるように支援します。	高齢・障害課

こ っ な ま ち 中 原

認知症サポーター養成講座

～認知症になっても安心して暮らせる中原区に～



認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を見守る応援者を養成する講座を区内各所で実施しています。

町内会の集まりで…
区役所で区民の方へ…
小学校の福祉教育で…

高齢者を支える関係者から現状や課題を学びます

基本方針2 既存のボランティア活動を支援します

中原区内で活動しているボランティアがやりがいや喜びを感じられるように支援をしていきます。また、活動が円滑に、継続できるよう研修の充実を図っていきます。

具体的な取組

主な施策・事業	内容	所管課
34 わたしの町の すこやか活動支援	高齢者が寝たきりや認知症にならないようにするため、地域ぐるみで支え合い、助け合う活動を行っている「すこやか活動推進委員会」を高齢者が楽しめる時間・心地よく過ごせる場にするよう支援していきます。	高齢・障害課
35 中原区民交流センターの 運営	区内の市民活動を推進する場所として、また、区民が気軽に集える場所としてさらに効果的な施設とします。団体同士が気軽に情報交換し、区内の市民活動情報が集まる場所づくりをめざしています。さらに効果的な広報を行い、区民が気軽に集う場所としての周知を図っていきます。	地域振興課
36 中原区子育て支援 推進事業	乳幼児が多く核家族化が進む中原区において、親子の孤立を防ぎ、子育て中の不安を軽減するために、地域の特性を生かした子育てサロンの運営を推進します。各サロンの運営が円滑になされるよう、子育て支援推進実行委員会の事務局として支援の充実を図ります。	こども支援室
37 多胎児育児支援 (再掲)	多胎児育児を支援するボランティアグループの活動を支援します。ピアサポーターとして双子育児経験者に多胎児支援ボランティアとして参加してもらうよう働きかけ、活動の活性化と充実を図ります。	児童家庭課
38 すくすく子育て ボランティア事業	子育てボランティア養成講座を開催します。ボランティア活動として、保健福祉センターの乳幼児健診、地域の子育てサロン、ふれあい広場等を紹介していきます。また、ボランティアグループの活動が安定して継続し、さらに活性化するように、定例会の実施や会の運営支援をしていきます。	児童家庭課
39 中原区子育て ネットワーク事業 ～ボランティア研修会～	子育てネットワーク会議のボランティア部会として、虐待や親子の孤立化を防ぐため、中原区の子育て支援者の力量をさらにパワーアップするよう子育て支援にかかわる事業を推進します。また、ボランティア同士が交流を行い活動の活性化を図ります。	こども支援室

こ っ な ま ち 中 原

ボランティアグループの活動紹介 ～多胎児育児支援～



お子さんの成長が楽しみです。

双子ならではの大変さを共感し、地域での交流会の企画、情報誌の発行、双子の会への参加などの活動を行っています。

基本目標4 区民が安心して暮らせるネットワークづくり

基本方針1 地域や関係機関と連携し、地域福祉活動を支援します

地域・住民組織・関係機関等・行政における連携体制を深めるよう意見交換や情報交換を行います。また、各種団体や関係機関との連絡会等を通して、情報や課題の共有を図り、連携体制を強化し必要な支援を行います。

具体的な取組

主な施策・事業	内容	所管課
40 民生委員児童委員の活動支援	地区民生委員協議会において、関係各課からの情報提供や活動に関連した研修会を実施することにより活動を支援します。また、民生委員児童委員の取り組んでいる活動について区民の理解を得られるよう広く周知していきます。	地域保健福祉課
41 市民提案型事業	区における市民協働の推進を図るため、市民提案型事業を実施し、地域課題を区民との協働により解決していきます。今後もよりよい形で発展・推進できるよう、制度運用の整備に取り組んでいきます。	企画課
42 市民自主学級・市民自主企画事業	様々な地域課題・生活課題から市民が企画提案し、市民館と協働で市民に身近な学習の場を創設します。	生涯学習支援課
43 中原区子どもの発達支援事業（再掲）	幼児期から学齢期において、発達の見守りの必要な子どもの保護者への支援について、関係機関や団体と連携し、検討を行い、区内での課題解決に向けて連携を推進していきます。	こども支援室
44 保護司会 社会を明るくする運動の活動支援	中原区保護司会の事務局として、各種事務手続きや会議の運営等により、保護司会活動支援を行います。また、「社会を明るくする運動」の中原区推進委員会事務局として、各種事務手続きや会議・行事の運営等により、運動推進の支援を行います。	地域保健福祉課
45 中原区地域福祉計画推進検討会議の運営	第4期中原区地域福祉計画の進捗状況の検証や、第5期計画策定に向けた検討を行います。 また、地域課題の検討を行います。	地域保健福祉課

こ っ な ま ち 中 原

民生委員児童委員ってなあに？

高齢者・障害者・子育て中の家庭、生活困窮家庭など生活のことで悩みを持っている方の気軽な相談窓口です。必要な場合は、行政とのパイプ役になります。また、社会福祉協議会、地域包括支援センター等の関係機関と連携を取りながら支援活動を行います。

地域における多くの取組は、民生委員児童委員の協力を得て、実施しています。

民生委員児童委員は町内会・自治会等の地域の推薦を受けて選出され、厚生労働大臣から委嘱されます。

地域住民の立場に立って市民の暮らしを支援します。



基本方針2 地域のネットワークづくりを推進し、安心安全な地域づくりを支援します

高齢者や子ども、障害のある方等、あらゆる区民が地域で安心安全に暮らせるよう、ネットワークづくりをすすめます。また、ネットワーク等を通じて明らかとなった課題を解決できるよう、協働して取り組みます。

具体的な取組

主な施策・事業	内容	所管課
46 ひとり暮らし等 高齢者見守り事業	ひとり暮らし等の高齢者の安否の確認と話合いの機会を増やします。 地域社会において高齢者が安心して生活できるよう、民生委員と連携を図ります。	高齢・障害課
47 高齢者見守り ネットワークの推進	高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を継続するために、介護サービスを始めとした様々なサービスが高齢者のニーズや状態の変化に応じて、切れ目なく提供されるよう、相談機関である地域包括支援センターと連携を図ります。各地域包括支援センターが主催する地域包括ケア会議に参加し、関係機関・住民組織と共に地域の課題を検討します。	高齢・障害課
48 川崎市地域見守り ネットワーク事業	協力事業者等から通報のあった、異変のある地域住民の情報を元に関係部署と連携し、訪問等による必要な支援を行います。全市的な協力事業者の拡充等、きめ細やかなネットワーク構築により効果的な事業実施を行います。	地域保健福祉課
49 自主防災組織への 支援	いざという時に頼りになるのは、地域の住民です。町内会自治会やマンション管理組合等で構成する自主防災組織では、地震や台風等の災害発生に備えて、日頃から防災訓練を行ったり、災害用備蓄品の整備等を進めています。区では防災用資器材購入費用の一部を助成するなど、自主防災組織の活動を支援すると共に地域の自主防災組織の結成・加入等を促進しています。	危機管理担当
50 災害時要援護者支援 制度	自分ひとりでは災害時に避難が難しい高齢者や体の不自由な方に対して、隣近所が助け合って速やかに避難するような仕組みをつくり、誰もが安心して暮らすことができる地域コミュニティを目指しています。	危機管理担当
51 安心安全な まちづくりの推進	犯罪や交通事故を未然に防止し、安心して安全な中原区を築くことを目的に、区内各地において、地域住民による街頭監視、青色回転灯による防犯パトロール、地域による子どもの見守り隊等、防犯や交通安全の取組みを警察署と連携して行っています。	危機管理担当
52 健康づくり ネットワークの構築	中原区健康づくり推進会議を開催し、市の健康増進計画「かわさき健康づくり21」の推進と区の健康課題について協議し、区の特性をいかしたネットワークの構築を目指します。また、「川崎市食育推進計画」の推進のために中原区食育推進分科会を設置し、関係機関・団体と連携して食の課題の改善に取り組みます。	地域保健福祉課

こ っ な ま ち 中 原

中原区地域自立支援協議会

障害がある方が安心して暮らせるまちづくりを目指して、関係機関が顔の見える関係づくりを行っています。



こ っ な ま ち 中 原

主な施策・事業		内容	所管課
53	こんにちは赤ちゃん訪問事業	生後3か月頃までの赤ちゃんのいる家庭へ「新生児訪問」又は「こんにちは赤ちゃん訪問」により全戸訪問します。安心して子育てができるよう、地域の子育て支援情報を届け、相談を希望する方を必要な相談支援につなげます。 こんにちは赤ちゃん訪問員に、民生委員児童委員、子育てボランティアの方々の参加を得ており、乳児期から地域で子育てを見守る風土づくりを推進します。	児童家庭課
54	中原区子育てネットワーク事業	乳幼児の子育て支援にかかわる関係機関・団体等と連携を図り、ネットワーク会議の開催、情報交換、区内の子育て課題の解決に向けて相互協力等を行います。 ボランティアの連携をさらに強化していくようネットワークを推進していきます。	こども支援室
55	中原区子ども支援ネットワーク事業	学齢期の子ども支援にかかわる関係機関・団体等と連携を図り、ネットワーク会議の開催、情報交換、区内の子どもにかかわる課題の解決に向けて相互協力等を行います。	こども支援室
56	中原区精神保健福祉連絡会の実施	地域の精神保健福祉関係団体のネットワークを形成し、地域で生活する精神障害者の支援体制を強化します。 また、精神障害に対する理解を深めるため、啓発活動としての講演会を開催します。	高齢・障害課
57	中原区地域自立支援協議会の開催	障害のある方が安心して暮らせる地域づくりを進める上で課題となっているものに対し、当事者や関係者が協働して地域の課題として協議し、施策に生かせるような解決策を明確にします。	高齢・障害課

こ っ な ま ち 中 原

あなたの町の高齢者とその家族に関する身近な相談窓口
地域包括支援センター

【どんな窓口なの？】

高齢者が住み慣れた地域で元気に暮らし続けられるよう、川崎市が委託した法人が設置運営する、公的な相談機関です。

【どこにあるの？】

6つの包括（すみよし、こだなか、ひらまの里、みやうち、いだ、とどろき）が、地域別に担当しています。

【どんな相談ができるの？】

- 高齢者の福祉・医療・介護全般の相談
- お金、財産の管理、契約の不安についての相談
- 消費者被害の防止
- 健康維持のアドバイス
- 地域のネットワークづくりへの支援
- 地域活動への支援
- 地域包括ケア会議の開催



地域包括ケア会議で地域での取組について話し合っている様子

こ っ な ま ち 中 原

中原区社会福祉協議会によるボランティア支援

【なかはらボランティアセンター】

住民一人ひとりのボランティアに関する意識・理解を高め、地域のニーズに対応出来るボランティアを養成、ボランティア活動の推進を図っていきます。地域及び関係機関と連携を図りながら、ボランティアのネットワークを広げ、地域課題に柔軟に対応出来る体制の構築を目指します。

【内容】 ●ボランティア活動に関する相談・紹介・調整

- ボランティア講座の開催
- ボランティア情報誌「ポポラーレ」

隔月(偶数月)に発行

図書館、こども文化センター、小・中・高等学校などに設置

●ボランティア相談窓口の開設

開設日：毎週火曜日・木曜日、第2・4土曜日

開設時間：午後1時30分から午後4時

連絡先：TEL) 044-722-5581 (専用ダイヤル)

FAX) 044-711-1260

【場所】 社会福祉法人川崎市中原区社会福祉協議会 なかはらボランティアセンター

中原区今井上町34和田ビル1階(福祉パルなかはら内)



(公財)かわさき市民活動センターによるボランティア支援

【かわさき市民活動センター】

川崎市における市民活動の中間支援組織として、市民相互の連携を図りながら、市民活動の活性化を促進するとともに、青少年の心身の健全な育成を図るため、青少年事業の推進及び地域組織への支援を行い、もっと住みよい地域社会の確立に寄与することを目的としています。

【内容】 ●情報提供、啓発：情報誌『ナンバーゼロ』

冊子『ボラ☆ナビ』

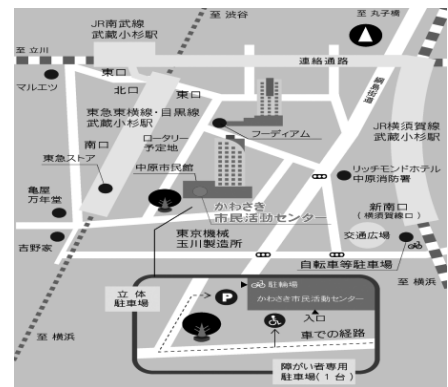
かわさき市民活動ポータルサイト『応援ナビかわさき』

- 人材育成：ボランティア講座の開催
- 相談：市民活動相談
- 活動促進・支援：会議室・フリースペース等の場の提供
- 関係機関・団体等の連携：かわさきボランティア市民活動フェア
- 子どもの居場所：こども文化センター

わくわくプラザ

児童館型地域子育て支援センター『ふぁみいゆ』の運営

【場所】 中原区新丸子東3-1100-12(中原市民館1階奥)



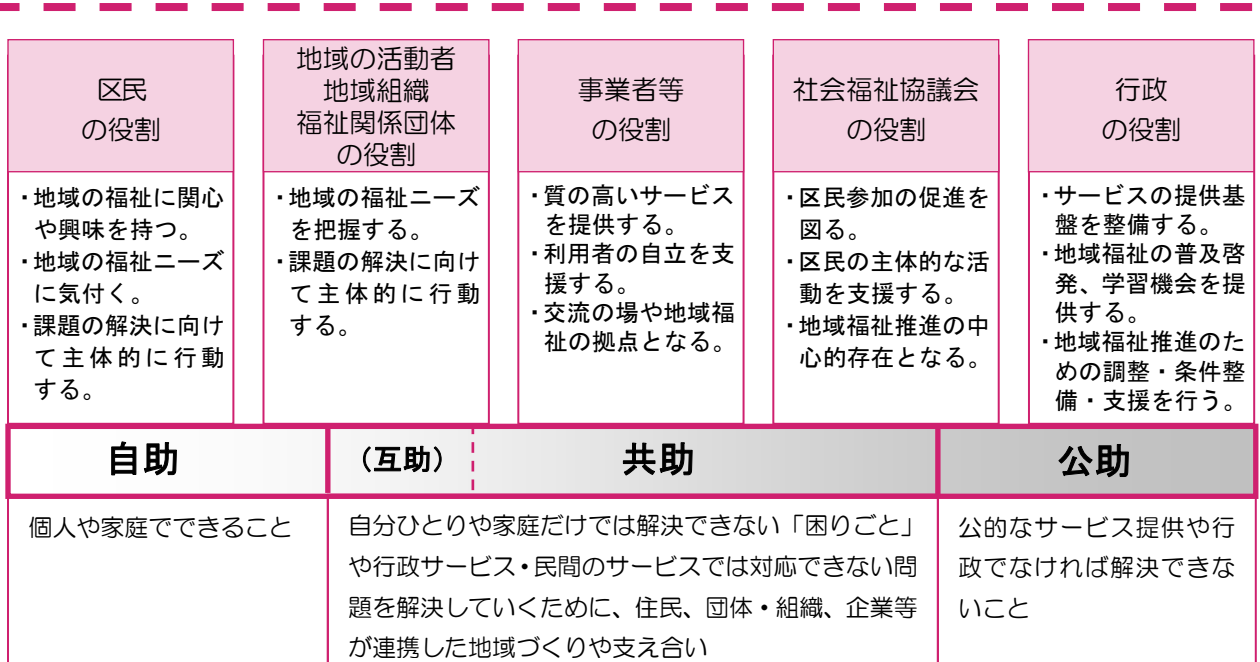
4 地域福祉計画の推進について

(1) 地域福祉計画の進捗体制

中原区地域福祉計画は、「福祉のこころ、人と人との橋わたして、支え合える地域づくり」の実現をめざす計画です。

実現に向けて、区民、地域の活動者・地域組織・福祉関係団体、事業者等、社会福祉協議会、行政（区）がパートナーとなって自助・共助（互助）・公助の仕組みで事業を展開することにより、実効性と継続性のある福祉のまちづくりを推進します。

【推進の仕組み】



地域の課題解決のための取組

「福祉のこころ、人と人との橋わたして、支え合える地域づくり」の実現

(2) 地域福祉計画の進捗管理

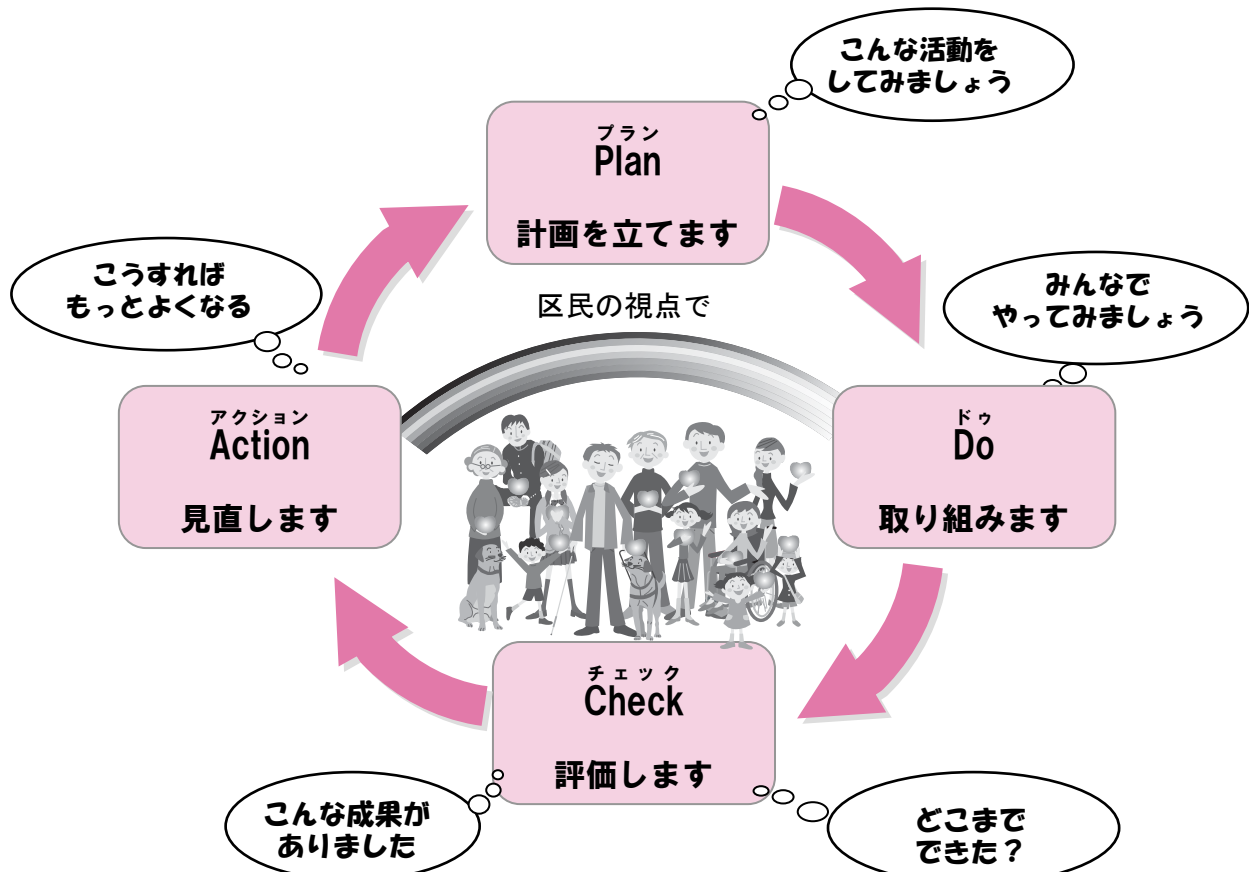
計画の推進にあたっては、区役所関係課のメンバーで構成する「中原区地域福祉計画調整部会」で、各種事業・取組の評価を行います。そして「中原区地域福祉計画推進検討会議」が中原区地域福祉計画調整部会からの事業報告を受け、中原区地域福祉計画の進行管理・評価を行います。

【計画の推進・進行管理・評価】



区民の視点により、地域のニーズを把握し具体的な取組に反映させることによって、計画の更なる推進を図ります。

【評価・見直しのプロセス】



5 第4期中原区地域福祉計画の概要

主要な取組1

地域とのつながりに向けたきっかけづくり

- 高齢者向けホームページの更新
- シニアのための中原区おでかけマップの充実
- 中原区子育て情報の発信
- ワークショップの開催
- 商店街と連携した地域のまちづくり推進事業
- 中原区子育て支援推進事業～子育てサロンの開催～

基本目標1

思いやりや支え合いのこころが育つ地域の意識づくり

- 基本方針1 地域福祉の情報発信を充実し、地域福祉の普及啓発をめざします
- 基本方針2 子どもの豊かな成長を促し、子どもの時から地域に目を向ける意識を育てます
- 基本方針3 転入者に対し、福祉施策の浸透を図ります



区の現状

市内で一番

多い：人口（239,987人）、出生数（2,712人）、生産年齢人口の割合（72.4%）
 転出入（転出：19,685人・転入：19,704人）
 少ない：1世帯当たりの世帯人員（2.00人）
 若い：平均年齢（40.5歳）

増加傾向

高齢者人口（34,823人）、高齢化率（14.7%）
 高齢者の約5人に1人はひとり暮らし
 認知症高齢者（3,300人推計値）

計画の理念

福祉のこころ 人と人との橋わたしで 支え合える地域づくり

基本目標2

人と人をつなぐ出会いの場づくり

- 基本方針1 交流の場に関する地域のニーズと実情を把握します
- 基本方針2 仲間を求めている人がほっとできる、身近な場づくりを支援します

基本目標3

ボランティアがいそいそと活動できる支援体制の充実

- 基本方針1 青少年から団塊の世代まで幅広くボランティアの輪を広げます
- 基本方針2 既存のボランティア活動を支援します

主要な取組2

安心して暮らせる地域づくりをめざした人材の育成と地域連携

- 中原区子育て支援者の養成
- なかはらパンジー体操を通じた健康づくり・介護予防とボランティアの養成
- 認知症サポーターの養成
- 高齢者見守りネットワークの推進

基本目標4

区民が安心して暮らせるネットワークづくり

- 基本方針1 地域や関係機関と連携し、地域福祉活動を支援します
- 基本方針2 地域のネットワークづくりを推進し、安心安全な地域づくりを支援します



区民からみた中原区の地域福祉

- 高齢者に関すること、子どもに関すること、地域防犯・防災に関することが地域の課題と考えている人が多い。
- 地域との交流の必要性を感じている人が多い一方で、困った時の助け合いは必要だが日ごろの交流はしたくない人もいる。
- 住民同士の助け合いの意識の向上が必要。
- ボランティア活動への参加は、「きっかけ」や「条件が整えば」と考えている人が少なくない。
- 行政・福祉サービスが利用できない、結びつかない人への対応の充実が望まれている。

区民一人一人ができること

ステップ1 (基本目標1)

地域の情報を集めよう
声をかけよう

ステップ2 (基本目標2)

集まりに参加しよう
仲間を作ろう

ステップ3 (基本目標3)

人の世話をしよう

ステップ4 (基本目標4)

地域の仲間とつながろう

資料編

(1) 第4期中原区地域福祉計画策定の経過

年月日	会議等	主な内容
平成25年 4月22日	第1回 中原区地域福祉計画 調整部会	第3期中原区地域福祉計画進捗状況の確認 第4期中原区地域福祉計画策定に向けての意見交換
5月22日	第1回 中原区地域福祉計画 推進検討会議	第3期中原区地域福祉計画進捗状況について 第4期中原区地域福祉計画策定スケジュールについて 第4期中原区地域福祉計画策定に向けた現状と課題
7月 3日	第2回 中原区地域福祉計画 調整部会	第4期地域福祉計画骨子案について検討 主要課題・関連事業について検討
7月31日	第2回 中原区地域福祉計画 推進検討会議	第3期中原区地域福祉計画の振り返り 第4期中原区地域福祉計画骨子案についての承認 主要課題・関連事業について承認
10月2日	第3回 中原区地域福祉計画 調整部会	第4期中原区地域福祉計画素案について検討
10月16日	第3回 中原区地域福祉計画 推進検討会議	第4期中原区地域福祉計画素案について意見交換
平成26年 1月27日 ～ 2月26日	パブリックコメント	意見募集
2月7日	第4回 中原区地域福祉計画 調整部会	区民説明会について検討
2月13日	区民説明会	第4期川崎市地域福祉計画（案）の説明 第4期中原区地域福祉計画（案）の説明 健康落語『笑い与健康』 質疑応答
3月13日	第4回 中原区地域福祉計画 推進検討会議	第4期中原区地域福祉計画の承認

■ 区民説明会を実施して

中原区では、第4期中原区地域福祉計画策定に向け、計画（案）の説明会と健康落語を開催しました。

第4期中原区地域福祉計画は、「一人ひとりができることからはじめよう」をキーワードに、地域ぐるみで行う地域福祉をめざしています。

地域福祉の普及啓発及び中原区がめざす地域福祉について理解を深めてもらうために、「笑い与健康」をテーマに健康落語を実施しました。笑いがもたらす健康効果について、詐欺の予防には相談できる日頃の付き合いが大切であること、孤立せずに人との関わりを大切に暮らしてほしいこと等を、笑いと共にお伝えしました。「笑顔は地域を元気にさせると実感した」「地元の知り合いを大切にしていきたい」「物忘れの話は面白かったが、皆が共通に思っている不安でもある」などの感想が聞かれました。質疑応答では、多くの質問やご意見をいただきました。

【区民説明会の概要】

日時：平成26年2月13日（木）14時～16時

場所：中原区役所502会議室

参加者数：107人

内容：第4期川崎市地域福祉計画（案）の説明

第4期中原区地域福祉計画（案）の説明

健康落語：「笑い与健康」（講師：夢見亭わっぱ氏）

質疑応答

【パブリックコメント（意見募集）】

本市では、自治基本条例の基本理念に基づいて、市民の市政への参加を推進するとともに、行政運営の透明性の向上を図る事を目的として、「川崎市パブリックコメント手続条例」を制定しています。「第4期中原区地域福祉計画」の策定においても、市民の生活にとって重要である政策であり、その内容を案の段階で公表し、市民の意見を求め、意見を受けて修正した結果等を公表するパブリックコメントを実施しました。

(2) 中原区地域福祉計画推進検討会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 中原区地域福祉計画における進捗状況の管理・評価を行い、社会状況等に応じた計画の見直し及び事業展開を図るため、中原区地域福祉計画推進検討会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(任務)

第2条 推進会議は、地域福祉計画に関する事項について協議し、その結果を区長に報告する。

(組織)

第3条 推進会議は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉、保健及び医療関係団体の代表
- (3) 市民団体の代表
- (4) ボランティア組織の代表
- (5) 社会福祉当事者組織の代表
- (6) 公募区民
- (7) 関係行政機関職員
- (8) その他区長が特に認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。なお、推進会議設置当初の委員の任期は、平成20年3月31日までとする。

2 欠員が生じたときは、補欠の委員を委嘱する。ただし任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進会議には委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(作業部会等)

第7条 必要な資料の収集、調査、地域福祉講座に関すること、その他各種の研究を行うため、推進会議のもとに作業部会等を置くことができる。

(中原区地域福祉計画調整部会)

2 推進会議の円滑な運営を図るため、別表1に掲げる職の職員で組織する中原区地域福祉計画調整部会(以下「調整部会」という。)を置き、検討課題等の整理、関係各課間の事前調整等を行う。

- (1) 調整部会に座長を置き、座長は地域保健福祉課長をもって充てる。
- (2) 調整部会は座長が招集し、その議長となる。

(その他の作業部会)

3 他の作業部会の委員は、推進会議委員の中から選任された委員及び部会長が特に認めた者で組織する。

- (1) 作業部会には部会長及び副部会長各1名を置き、委員の互選によるものとする。
- (2) 作業部会は部会長が招集し、その議長となる。
- (3) 部会長は作業部会の事務を掌理し、部会の審議結果を推進会議に報告する。

(調査研究の意見聴取会)

4 特定の分野に関して専門的な調査研究を行うため、必要に応じ関係者等の出席を求め、説明及び意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 推進会議及び部会等の庶務は、中原区役所保健福祉センター地域保健福祉課において処理する。

(会議の公開)

第9条 推進会議の会議公開については、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例(平成11年3月条例第2号)によるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って決める。

附則

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

(3) 中原区地域福祉計画推進検討会議委員名簿

氏名	所属団体	職名
◎ 柴田 範子	東洋大学ライフデザイン学部	准教授
○ 富岡 茂太郎	中原区社会福祉協議会	理事
石井 康昭	中原区町内会連絡協議会	会長
田邊 静江	中原区民生委員児童委員協議会	常任理事
松本 玲子	中原区子育て支援推進実行委員会	運営部会員
新井 靖子	NPO法人わになろう会	理事長
井上 一枝	中原コミュニティケアほほえみ	会長
伊藤 義昭	なかはらボランティア連絡会	代表
小久保 住枝	川崎市食生活改善推進員連絡協議会	中原地区書記
横山 正太	いだ地域包括支援センター	センター長
大杉 くら	川崎市育成会手をむすぶ親の会	中原支部長
増田 唯子	公募委員	
小野 隆美	中原区役所	副区長
山崎 正司	中原区役所保健福祉センター	所長
石津 博子	中原区役所保健福祉センター	副所長
諏佐 吉則	中原区役所こども支援室	室長

◎：委員長 ○：副委員長

(順不同 敬称略 職名は在任中のもの)



第4期中原区地域福祉計画

福祉のこころ、人と人との橋わたしで
支え合える地域づくり

2014（平成26）年3月

川崎市中原区役所 保健福祉センター地域保健福祉課
〒211-8570 川崎市中原区小杉町3-245
T E L 044-744-3252



区の花 パンジー